官

(同二三六)



**内閣府** 国立印刷局)

〇保安林の指定をする件

(同二三七)

(農林水産九九〇~九九七)

○返納を命じた旅券を無効とする件

0

 $\triangleright$ 

0

次

〇特定水産資源(さんま、

まあじ、

ま

長公示

(日本海・九州西広域漁業調整委

日本海・九州西広域漁業調整委員会会

太平洋広域漁業調整委員会会長公示

(太平洋広域漁業調整委一七)

流系群、かたくちいわし対馬暖流系 いわし太平洋系群、まいわし対馬暖

t

うるめいわし対馬暖流系群、

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示

(瀬戸内海広域漁業調整委一七)

法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政

約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税

条の六第一項及び第十条の十第一項並びに租税条

法律第四十六号)第十条の五第八項第五号、第十 び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及

目

たくちいわし太平洋系群、

かたくち か

.わし瀬戸内海系群及びまだい日本

第五条の規定に基づく関係事業主を代 労働保険審査官及び労働保険審査会法

表する者の候補者の推薦について

(厚生労働省)

令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

る法律の施行に関する省令等の一

部を改正する省

所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関す 十一項の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う 令第三百三十五号)第六条の三第十一項及び第二

発 行

〇厚生労働省関係住宅確保要配慮者に 部を改正する省令(総務・財務二) 法人税法及び地方税法の特例等に関 る法律施行規則 対する賃貸住宅の供給の促進に関す する法律の施行に関する省令等の (厚生労働六八)

報

〇日本下水道事業団法施行規則の一 局組織規則の一部を改正する省令 (国土交通六九) 部

その他告示

○人材育成奨学計画のための贈与に関 政府との間の書簡の交換に関する件 する日本国政府とフィリピン共和国 (外務二三五)

○人材育成奨学計画のための贈与に関 との間の書簡の交換に関する件 する日本国政府とガーナ共和国政府

令

省

〇 租税条約等の実施に伴う所得税法、

〇地方整備局組織規則及び北海道開発

〇環境省組織規則の一部を改正する省 を改正する省令 (環境一八) (同七〇)

Ŧ

〇海上における空対空射撃訓練及び水 〇海上における空対空射撃訓練及び試 る件 (同一五二) 上標的に対する射爆撃訓練を実施す 練及び試験を実施する件(同一五一) 験並びに水上標的に対する射爆撃訓

〇海上における水上標的に対する射爆 撃訓練を実施する件 (同一五三)

会社その他

国会事項

内閣

人事異動

皇室事項

官庁報告

法 務

公証人任免 (法務省)

〇海上における空対空射撃訓練を実施

る件の一部を変更する件(同九九八) 条第一項各号に掲げる数量を公表す 和七管理年度における漁業法第十五 海西部・東シナ海系群)に関する令

する件(防衛一四六~一五〇)

裁判所 建設業の許可の取消処分関係

相続、 破産、 者不明関係 免責、 公示催告、 特別清算、 再生、 除権決定、 所有

公 告

諸 事 項

財務大臣 総務大臣 加藤 勝信

する省令の一部改正) 及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関 (租税条約等の実施に伴う所得税法、 行に関する省令等の一部を改正する省令 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税 法及び地方税法の特例等に関する法律の施 法人税法

第一条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人 める 十四号」を「第二十条第一項第二十五号」に改第十六条の三第六項中「第二十条第一項第二 の一部を次のように改正する。 税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行 に関する省令 第十六条の十中「同条第一項第二十四号」を (昭和四十四年 自治省令第一号)

第二条 財務省令第五号)の一部を次のように改正する。総務省令第五号)の一部を次のように改正する。 税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行 及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法 まで及び第二十六号から第二十九号まで」を「第 定中「第二十条第一項第二十号から第二十四号 する省令の一部を改正する省令の一部改正) に関する省令の一部を改正する省令 二十条第一項第二十一号から第二十五号まで及 第十六条の三第十一項に各号を加える改正規 「同条第一項第二十五号」に改める。 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人 (令和六年

び第二十七号から第三十号まで」に改める。

省

令

○総務省令第二

官

〇国土交通省令第六十九号

加える改正規定及び第十六条の十三の次に七条 を加える改正規定中「第二十条第一項第二十四 第十六条の十二第三項第一号ハに次のように を 「第二十条第一項第二十五号」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

# 〇厚生労働省令第六十八号

進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促 保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関す 五十三条の規定に基づき、厚生労働省関係住宅確 る法律施行規則を次のように定める。 令和七年六月二十四日

(法第五十三条第一項に規定する厚生労働省令 賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規 厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する 厚生労働大臣 福岡 資麿

で定める費用の額

第一条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供 じ。)が賃借して居住する認定住宅(法第四十三 額は、被保護認定住宅入居者(同項に規定する 五十三条第一項の厚生労働省令で定める費用の 給の促進に関する法律(以下「法」という。)第 いて同じ。)に係る共益費とする。 条第二項に規定する認定住宅をいう。 被保護認定住宅入居者をいう。次条において同 次条にお

> で定める場合) (法第五十三条第二項に規定する厚生労働省令

> > 3 |

建政部は、第七条各号及び前二項に掲げ

(新設)

第二条 法第五十三条第二項の厚生労働省令で定 める場合は、次の各号のいずれかに該当する場 合とする。

住宅に係る家賃の額に相当する額に満たない 保護認定住宅入居者が賃借して居住する認定 条第四項に規定する保護金品の額が、当該被 被保護認定住宅入居者に係る生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第三十三

二 被保護認定住宅入居者に係る生活保護法第 る認定住宅に係る共益費の額に相当する額に 当該被保護認定住宅入居者が賃借して居住す 三十一条第三項に規定する保護金品の額が、 満たない場合

三 当該認定住宅への居住を継続することが被 規定する保護の実施機関が判断した場合 銭を同項に規定する認定賃貸人に支払うこと 条第一項に規定する家賃等の額に相当する金 なる等、法第五十三条第二項の規定により同 保護認定住宅入居者の自立した生活の妨げに が適切でないと生活保護法第十九条第四項に

### 附

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

法律第四十三号)の一部の施行に伴い、国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百 八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、 部を改正する省令を次のように定める。 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年 地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の

令和七年六月二十四日 地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令 国土交通大臣

中野

地方整備局組織規則の一部改正

第 **条** 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)の一部を次のように改正する。 次の表により、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、 これを加える。

1 (略)	<b>四条</b> (略)	(建政部の所掌事務の特例)	附則	改正後
2 (略)	第四条 (略)	(建政部の所掌事務の特例)	附則	改正前

2 第

る

日の前日までの間、 する法律等の一部を改正する法律の施行の 四条各号に掲げる事務のほか、 第四条の規定による認定の申請の受理に関 号)の施行の日の前日までの間、同法附則 部を改正する法律(令和六年法律第四十三 賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の による認定の申請の受理に関する事務をつ 配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関 する事務をつかさどる。 る事務のほか、住宅確保要配慮者に対する (都市・住宅整備課の所掌事務の特例 都市・住宅整備課は、第八十 同法附則第四条の規定 住宅確保要 (新設)

第十三条の二

(住宅整備課の所掌事務の特例

(新設)

かさどる。

第十三条の三 規定する事務のほか、住宅確保要配慮者に までの間、同法附則第四条の規定による認 等の一部を改正する法律の施行の日の前日 対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 定の申請の受理に関する事務をつかさど 住宅整備課は、第八十六条に

(北海道開発局組織規則の一部改正)

第 |条 北海道開発局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十二号)の一部を次のように改正する。 次の表により、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、 これを加える。

関する事務をつかさどる。 川第四条の規定による認定の申請の受理に	三号)の施行の日の前日までの間、同法附	一部を改正する法律(令和六年法律第四十	る賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の	げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対す	2 事業振興部は、第二条各号及び前項に掲	第四条 (略)	(事業振興部の所掌事務の特例)	附則	改正後
					(新設)	第四条(略)	(事業振興部の所掌事務の特例)	附則	改正前

改

正 前

以 下

法 ح

官

報

第十二条 事業団は、支出予算の金額の範囲

(債務を負担する行為)

する事項

法(昭和三十二年法律第百七十七号)

(新設)

(略)

三十九条の三第一項に規定する業務に関法(昭和三十二年法律第百七十七号)第 法第二十六条第三項に規定する水道 (事業振興部都市住宅課の所掌事務の特

(新設)

第七条の二 事業振興部都市住宅課は、 の日の前日までの間、 関する法律等の一部を改正する法律の施行 定による認定の申請の受理に関する事務を 要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に つかさどる。 -四条各号に掲げる事務のほか、住宅確保 同法附則第四条の規

この省令は、 令和七年七月一日から施行する。

〇国土交通省令第七十号 >き、日本下水道事業団法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)第二十八条第二項及び第四十八条の規定に基 令和七年六月二十四日

日本下水道事業団法施行規則の一部を改正する省令

国土交通大臣

中野

Į

定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象担 の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線 これを加える。 本下水道事業団法施行規則(昭和四十七年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。 の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定 「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規

第一条 日本下水道事業団法 は、次に掲げる事項を記載しなければなら いう。)第二十八条第一項の業務方法書に (業務方法書の記載事項) \ + -改 正 後 法と 第一条 日本下水道事業団法 は、次に掲げる事項を記載しなければなら いう。) 第二十八条第一項の業務方法書に ~ 十 一 (業務方法書の記載事項)

第十二条 事業団は、支出予算の金額の範囲 (債務を負担する行為)

2

第

内において、翌年度以降にわたる債務を負 項及び第二項に規定する業務を行うため必 内におけるもののほか、法第二十六条第一 担することができる。 要があるときは、 て国土交通大臣の認可を受けた金額の範囲 毎事業年度、予算をもつ

範囲内において、翌年度以降にわたる債務 もつて国土交通大臣の認可を受けた金額の め必要があるときは、毎事業年度、予算を 項から第三項までに規定する業務を行うた 内におけるもののほか、法第二十六条第一

を負担することができる。

3 和七年七月一日) この省令は、 **附 則** 災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和七年法律第五十一号) から施行する。 の施行の日

令

3

### 〇環境省令第十八号

実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。 環境省設置法(平成十一年法律第百一号)及び環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)

環境大臣

浅尾慶一郎

を

令和七年六月二十四日

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則(平成十三年環境省令第一号)の一部を次のように改正する.

傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよう 規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重 に改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを たに追加する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これを新

改正後	改正前
- [次	目次
第一章 内部部局	第一章 内部部局
第一節 大臣官房(第一条—第八条)	第一節 大臣官房(第一条—第七条)
第二節 地球環境局(第九条—第十二条)	第二節 地球環境局(第八条—第十一条)
第三節 水・大気環境局 (第十三条—第	第三節 水・大気環境局 (第十二条—第
十五条	十四条)
第四節 自然環境局(第十六条—第二十	第四節 自然環境局(第十五条—第二十
一条)	条)
第五節 環境再生・資源循環局 (第二十	第五節 環境再生·資源循環局 (第二十
二条—第二十四条)	一条—第二十三条)
第二章 施設等機関 (第二十五条)	第二章 施設等機関 (第二十四条)
第三章 地方支分部局 (第二十六条)	第三章 地方支分部局 (第二十五条)
第四章 原子力規制委員会 (第二十七条)	第四章 原子力規制委員会 (第二十六条)
第五章 環境省顧問 (第二十八条)	第五章 環境省顧問 (第二十七条)
附則	附則
(洋上風力環境調査室)	
六条 地域政策課に、洋上風力環境調査室	(新設)
を置く。	
洋上風力環境調査室は、海洋再生可能エ	
ネルギー発電設備(海洋再生可能エネル	
ギー発電設備の整備に係る海域の利用の促	
進に関する法律(平成三十年法律第八十九	
号)第二条第二項に規定する海洋再生可能	
エネルギー発電設備をいう。)の整備に係る	
海域の利用のための環境の保全の観点から	
の海洋環境等の調査に関する事務をつかさ	
どる。	
洋上風力環境調査室に、室長を置く。	

被害対策室及び熱中症対策室 (保健業務室、特殊疾病対策室、 石綿健康

### 第七条 (略)

2 5 7

減するための施策に関する事務をつかさど おいて同じ。)による健康影響を防止又は軽 ないものをいう。第十五条第二項第六号に 第三項に規定する熱中症対策であって国が 適応法(平成三十年法律第五十号)第二条 その発生機構が一般的に明らかとなってい がある化学物質による環境の汚染であって の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれ 汚染(人の健康を損なうおそれ又は動植物 れらに類する発生機構が未解明な化学物質 のを除く。)をいう。)、花粉症対策その他こ 講ずる施策(地球環境局の所掌に属するも

### 略)

### 第八条 (略)

第二条第一項に規定する地球温暖化をい 暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律 関係国の政府等との連絡及び協議等を行う の防止について、極めて高度の専門的な知 う。以下この項、次条第二項第一号及び第 ことにより、地球温暖化の防止に関する政 識経験に基づく情報の収集及び分析並びに 一号並びに第十二条第二項において同じ。) 特別国際交渉官は、命を受けて、地球温

学・適応室) 、脱炭素社会移行推進室及び気候変動科

### 第十条

2 3 略)

務をつかさどる。 気候変動科学・適応室は、 次に掲げる事

一 { 四

(略)

一 { 匹

略)

4 |

(略)

(削る)

第九条 (特別国際交渉官)

官

策の企画及び立案の支援を行う。

### 略)

熱中症対策室は、熱中症対策(気候変動 (略)

### 第七条 (略)

(特別国際交渉官)

とにより、地球温暖化の防止に関する政策 係国の政府等との連絡及び協議等を行うこ 防止について、極めて高度の専門的な知識 暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律 の企画及び立案の支援を行う。 経験に基づく情報の収集及び分析並びに関 う。以下この項、次条第二項第一号及び第 第二条第一項に規定する地球温暖化をい ||号並びに第十条第二項において同じ。)の 特別国際交渉官は、命を受けて、地球温

学・適応室) (脱炭素社会移行推進室及び気候変動科

2 3 略) 略)

4 務をつかさどる。 気候変動科学・適応室は、 次に掲げる事

被害対策室及び熱中症対策室) (保健業務室、特殊疾病対策室、 石綿健康

Ŧi.

ないものをいう。第十四条第二項第六号に その発生機構が一般的に明らかとなってい がある化学物質による環境の汚染であって の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれ のを除く。)をいう。)、花粉症対策その他こ 第三項に規定する熱中症対策であって国が 減するための施策に関する事務をつかさど おいて同じ。)による健康影響を防止又は軽 汚染(人の健康を損なうおそれ又は動植物 れらに類する発生機構が未解明な化学物質 講ずる施策(地球環境局の所掌に属するも 適応法(平成三十年法律第五十号)第二条 熱中症対策室は、熱中症対策

(削る)

策の企画及び立案並びに推進に関するこ 定する気候変動適応をいう。次号及び第三十年法律第五十号)第二条第二項に規 八号において同じ。)に関する基本的な政 気候変動適応(気候変動適応法(平成

定する気候変動適応をいう。次号及び第三十年法律第五十号)第二条第二項に規

気候変動適応(気候変動適応法(平成

四号において同じ。)に関する基本的な政

策の企画及び立案並びに推進に関するこ

### 六~八 (略)

5

第十一条~第二十一条 (循環型社会推進室及び企画官) 略)

第十条~第二十条

略)

(略)

第二十二条 び企画官を置く。 循環型社会推進室は、 総務課に、 循環型社会推進室及 次に掲げる事務を

(略)

2

2 循環型社会推進室は、

次に掲げる事務を

つかさどる。

(略)

第二十一条総務課に、循環型社会推進室及

並びに企画官)

(循環型社会推進室及びリサイクル推進室

びリサイクル推進室並びに企画官を置く。

つかさどる。 所掌事務に係る循環型社会の形成に関す る事務に関すること。 前二号に掲げるもののほか、総務課の

三 前二号に掲げるもののほか、総務課の る事務に関すること(リサイクル推進室 の所掌に属するものを除く。) 所掌事務に係る循環型社会の形成に関す

4 | 3

つかさどる。 リサイクル推進室は、次に掲げる事務を

び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行 再生保全機構の行う業務に関すること及 物の再生に係るもの(廃棄物処理法の施 抑制及び適正な処理に関すること(廃棄 物処理法」という。)に規定する廃棄物を 以下本号及び次条第四項において「廃棄 る法律(昭和四十五年法律第百三十七号。 及びこれらに附帯する業務に関すること う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法 行に関すること並びに独立行政法人環境 いう。以下本号において同じ。)の排出の 一項第一号から第四号までに掲げる業務 (平成十五年法律第四十四号) 第七条第 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関す

二 環境の保全の観点からの資源の再利用 の促進に関する基準等の策定及び規制等 に関すること。

を除く。)に限る。)。

リサイクル推進室に、室長を置く。

6 | 5 |

火曜日

処分のための施設の整備及び管理に関する る事務をつかさどる(当該廃棄物の適正な 棄物の適正な処理に係る事業の推進に関す 放出された放射性物質により汚染された廃

社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社

こと並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会

令和 **7** 年 **6** 月 **24** 日

放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室

(新設)

原子炉の運転等に起因する事故により

策事業推進室 策事業企画室及び放射性物質汚染廃棄物対 (浄化槽推進室、 放射性物質汚染廃棄物対

第二十三条 推進室を置く 企画室及び放射性物質汚染廃棄物対策事業 槽推進室、 放射性物質汚染廃棄物対策事業 廃棄物適正処理推進課に、 浄化

2 • 3 (略)

第1492号

5 びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行 ための施設の整備及び管理に関すること並 をつかさどる(当該廃棄物の適正な処分の 汚染された廃棄物(ごみ、 る事故により放出された放射性物質により 等をいう。第六項において同じ。)に起因す 関する法律(昭和三十六年法律第百四十七 らに附帯する業務に関するものを除く。)。 う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平 棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物 を除く。 あって、 放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室 号から第三号までに掲げる業務及びこれ 放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室 (十五年法律第四十四号) 第七条第一項第 一の企画及び立案並びに調整に関する事務 動物の死体その他の汚物又は不要物で 第二条第一項に規定する原子炉の運転 原子炉の運転等 室長を置く。 第六項において同じ。)の適正な処 固形状又は液状のものをいい、廃 ふん尿、廃油、 (原子力損害の賠償に 粗大ごみ、 廃アルカ 、燃え 4

対策室) (浄化槽推進室及び放射性物質汚染廃棄物

槽推進室及び放射性物質汚染廃棄物対策室 を置く。 十二条 廃棄物適正処理推進課に、

2 3

ر `` れらに附帯する業務に関するものを除 第一号から第三号までに掲げる業務及びこ 蔵·環境安全事業株式会社法第七条第 蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯 の整備及び管理に関すること並びに中間貯 る(当該廃棄物の適正な処分のための施設 く。)の適正な処理に関する事務をつかさど 不要物であって、固形状又は液状のものを 質により汚染された廃棄物(ごみ、粗大ご 第一項に規定する原子炉の運転等をいう。) いい、廃棄物処理法に規定する廃棄物を除 廃アルカリ、 の運転等(原子力損害の賠償に関する法律 に起因する事故により放出された放射性物 (昭和三十六年法律第百四十七号) 第二条 放射性物質汚染廃棄物対策室は、原子炉 燃え殻、 動物の死体その他の汚物又は 汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、 項

5 置く 放射性物質汚染廃棄物対策室に、 室長を

略

この省令は、 **附 則** 7 | 第二十四条~第二十八条 げる業務及びこれらに附帯する業務に関す に、室長を置く。 ...るものを除く。)。 放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室 令和七年七月一日から施行する。 略)

第二十三条~第二十七条

(略

(新設)

## その他告示

○外務省告示第二百三十五号

をするこうことではようです。 イ和七年四月二十五日にマニラで、人材育成奨学計画を実 がフィリピン共和国政府との間に行われた。 学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交 学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交 施するために必要な役務の購入

3 2 4 贈与の供与期限 令和十四年十二月三十一日贈与の限度額 三億八千九百万円 署名者

フィリピン側日 本側 令和七年六月二十四日 エンリケ・A・マナロ外務大臣 遠藤和也在フィリピン大使

外務大臣臨時代理

国務大臣 阿部 俊子

○外務省告示第二百三十六号

画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が令和七年六月二日にアクラで、人材育成奨学計 ガーナ共和国政府との間に行われた。 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実

2 施するために必要な役務の購入 贈与の供与期限(令和十五年十二月三十一贈与の限度額)四億二百万円

3

4

署名者

ガーナ側 務事務次官 義本博司在ガーナ大使

令和七年六月二十四日 外務大臣臨時代理

国務大臣 阿部 俊子

うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法次の旅券は、旅券法第十九条第一項第二号の規 ○外務省告示第二百三十七号

令和七年六月二十四日

の年月日に効力を失った。

外務大臣臨時代理 国務大臣 阿部 俊子

指定の目的

水源の涵養

法第七条第一項第一号から第三号までに掲

旅券番号 TR七八〇七八二六 発行年月日 失効年月日 平成二十九年三月八日 令和七年六月五日

〇農林水産省告示第九百九十号

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第

令和七年六月二十四日 農林水産大臣

小泉進次郎

曽里一四九八の 保安林の所在場所 栃木県那須塩原市鴫内字

指定の目的 土砂の流出の防備 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

2 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。 主伐として伐採をすることができる立木 当該立木の所在する市町村に係る市町

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃 □ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 3 及び樹種次のとおりとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

H

〇農林水産省告示第九百九十一号

木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

令和七年六月二十四日

山田上郷字原沢三九二の二 保安林の所在場所 栃木県那須郡那珂川町大 農林水産大臣

### 立木の伐採の方法

指定施業要件

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。 は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

及び樹種次のとおりとする。

木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃

# 〇農林水産省告示第九百九十二号

二十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

令和七年六月二十四日

字関山二一九一の三、字坊村山二一九三の五 指定の目的 土砂の流出の防備 保安林の所在場所 農林水産大臣 小泉進次郎 栃木県宇都宮市石那田町

立木の伐採の方法

官

指定施業要件

1 次の森林については、 主伐は、 択伐によ

の五(以上二筆について次の図に示す部分 字関山二一九一の三・字坊村山二一九三

2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

令和 **7** 年 **6** 月 **24** 日

及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

の図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所 に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 そ

# 〇農林水産省告示第九百九十三号

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和七年六月二十四日

駒後内二六四の二 保安林の所在場所 栃木県那須烏山市大金字 農林水産大臣 小泉進次郎

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、 択伐によ

字駒後内二六四の二(次の図に示す部分

2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町3 主伐として伐採をすることができる立木 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の

の図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第九百九十四号 所に備え置いて縦覧に供する。)

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和七年六月二十四日

山一六三四の一、一六三四の二、一六三五、字 二一七〇、二一七二、字小門二一七三の一、二 六五五の一、一六五五の二、一六五八から一六 入沢一六四四から一六五〇まで、一六五一の一、 六五まで、一六六九、中粕尾字諏訪二一六九、 一六五一の二、一六五二から一六五四まで、一 七四から二一七六まで、二一七七の一 保安林の所在場所 栃木県鹿沼市下粕尾字城 指定の目的 土砂の流出の防備 農林水産大臣 小泉進次郎

立木の伐採の方法

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃 及び樹種次のとおりとする。

木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供す

る。)

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、次のように保安林

字場字葦ノ平一の七九、一の八〇、 保安林の所在場所 愛知県北設楽郡豊根村坂 指定の目的 土砂の流出の防備 農林水産大臣 小泉進次郎

立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛

# 〇農林水産省告示第九百九十六号

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和七年六月二十四日

六二一の四九(以上三筆について次の図に示す字三名字初田二六二一の一・二六二一の三・二 部分に限る。)、二六二一の三九 指定の目的 保安林の所在場所 宮崎県東諸県郡国富町大 土砂の流出の防備 農林水産大臣 小泉進次郎

主伐に係る伐採種は、定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町主伐として伐採をすることができる立木 ものとする。

# 〇農林水産省告示第九百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和七年六月二十四日

主伐に係る伐採種は、定めない。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

及び樹種次のとおりとする。

□ 立木の伐採の方法 次の森林については、主伐は、 択伐によ

について次の図に示す部分に限る。) 六二一の三九・二六二一の四九(以上四筆 字初田二六二一の一・二六二一の三・二

採種を定めない。 その他の森林については、主伐に係る伐

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。 主伐として伐採をすることができる立木

備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を宮崎県庁及び国富町役場に □ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

# 〇農林水産省告示第九百九十七号

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和七年六月二十四日

九八の一、一三九九から一四一〇まで、一四一の五、原村一三八一の一、一三九七の一、一三 01, 11100011, 111111011, 111111 三、一四一六から一四一八まで、一四一九の一、 一〇八七、一一七一の一、一一九七、一一九七 保安林の所在場所 島根県邑智郡邑南町岩屋 農林水産大臣

指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

は、次のとおりとする。 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの

根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島 及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

る。)

第四~第九

悪

# 〇農林水産省告示第九百九十八号

度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件)の一部を次のように変更したので、 洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群)に関する令和七管理年 同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。 わし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平 日農林水産省告示第二千百四十五号(特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まい 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十 令和七年六月二十四日 農林水産大臣 小泉進次郎

応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対

改 正 後	改 正 前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、ま	さんま、まあじ、まいわし太平洋系
いわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖	いわし対馬暖流系群、かたくちいわし
<b>流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたく</b>	流系群、うるめいわし対馬暖流系群、
ちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内	ちいわし太平洋系群、かたくちいわし
侮系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群	海系群及びまだい日本海西部・東シナ
に関する令和7管理年度(令和7年1月1日	に関する令和7管理年度(令和7年1
から同年12月31日までの期間をいう。)におけ	から同年12月31日までの期間をいう。)
る漁業法(以下「法」という。)第15条第1項	る漁業法(以下「法」という。)第15条
各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	各号に掲げる数量は、次のとおりとす
第一・第二 (略)	第一・第二 (略)

まいわし太平洋系群

第3号関係) 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項

げる数量とする。 理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲 可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲

火曜日

(単位: トン)

(略)	(略)
	う管理区分)
	量の管理を行
	(漁獲量の総
	まき網漁業
	洋系群大中型
219,400	まいわし太平
(略)	(略)
大臣管理漁獲可能量	大臣管理区分

令和 **7** 年 **6** 月 **24** 日

第四~第九 (悪

に規定する休日を除く。

し対馬暖 9 )におけ **ナ海系**群 し瀬戸内 系群、 条第1項 1月1日 かたく

館川 まいわし太平洋系群

[1]

第3号関係) 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項

げる数量とする 理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲 可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲

(単位:トン)

()路)	(略)
	う管理区分)
	量の管理を行
	(漁獲量の総
	まき網漁業
	洋系群大中型
192,400	まいわし太平
(略)	(略)
大臣管理漁獲可能量	大臣管理区分
- -	

## ○防衛省告示第百四十六号

区

域

を結んだ線により囲まれる海面並びにそ

点を順次結んだ線並びに⑦及び炒の二点日高沖南方海面の次の⑦から炒までの八

の上空で海面から高度無制限までの間

北緯四一度三八分一四秒

東経一四二度五九分四六秒

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施

する。

令和七年六月二十四日

期

間

法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) ただし、日曜日及び国民の祝日に関する 令和七年七月一日から同年八月三十一日 までの間、○八○○から一七○○まで。 に規定する休日を除く。 防衛大臣 中谷 元

> 北緯四一度三三分一〇秒東経一四三度二六分二六秒 北緯四一度四○分四五秒

での間 空で海面から高度九、一四四メートルま 日高沖海面の次のアから切までの六点を 順次結んだ線並びにア及びめの二点を結 んだ線により囲まれる海面並びにその上

(カ)

(才)

北緯四一度一〇分一〇秒

東経一四三度一九分四六秒

東経一四二度五九分四六秒

(エ)

北緯四一度一○分一○秒

東経一四三度二九分四六秒

区

域

北緯四一度四三分○九秒 東経一四二度五九分四六秒

(1) 北緯四一度二〇分一〇秒 東経一四二度五九分四六秒

(ウ) 北緯四一度四五分三九秒 北緯四一度二〇分一〇秒 東経一四二度〇七分四七秒

(エ) (才) 北緯四一度二七分一〇秒 東経一四二度〇五分一七秒

北緯四一度四四分○九秒 東経一四二度四二分四六秒

(カ) 東経一四二度五七分四六秒

その他 実施機 航空機 等が存在しないことを確認しながら実 在しないこと、また、射撃海面に船舶 射撃訓練は、前記区域に航空機が存

期

二前記区域の各点の経緯度は、 地系の数値である。

○防衛省告示第百四十七号

区

令和七年六月二十四日 海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施 間 法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) 令和七年七月一日から同年八月三十一日 ただし、日曜日及び国民の祝日に関する までの間、○八○○から一七○○まで。 防衛大臣 中谷 元

期

その他 と 施機 航空機

(ク)

北緯四一度二〇分一〇秒

東経一四二度五九分四六秒

東経一四二度〇七分四七秒

北緯四一度二〇分一〇秒

東経一四二度〇九分四七秒 北緯四一度一○分一○秒

等が存在しないことを確認しながら実 在しないこと、また、射撃海面に船 射撃訓練は、 前記区域に航空機が存 舶

地系の数値である。

前記区域の各点の経緯度は、

世界測

○防衛省告示第百四十八号

する。 海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施

令和七年六月二十四日

間 法律(昭和二十三年法律第百七十八号) までの間、○七○○から一八○○まで。 令和七年七月一日から同年八月三十一日 ただし、 に規定する休日を除く。 日曜日及び国民の祝日に関する 防衛大臣

域 三沢沖海面の次のアから切までの六点を までの間 空で海面から高度一〇、 んだ線により囲まれる海面並びにその上 順次結んだ線並びに⑦及び別の二点を結 六六八メートル

北緯四○度五三分一○秒 北緯四一度一〇分一〇秒 東経一四三度一九分四六秒

北緯四○度四四分一○秒 東経一四三度一三分四六秒

東経一四

二度五九分四六秒

### その他 実施機

航空機 (才) 東経一四二度〇九分四七秒 北緯四一度一〇分一〇秒 東経一四二度一〇分四七秒

区

○防衛省告示第百四十九号 海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施

令和七年六月二十四日

期

域 間 順次結んだ線並びに⑦及び闭の二点を結 佐渡沖海面の次のアから付までの五点を ただし、日曜日及び国民の祝日に関する までの間、○七○○から一九○○まで。 んだ線により囲まれる海面並びにその上 法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) !規定する休日を除く。

(1) 北緯四○度○○分一○秒 東経一三八度五九分四八秒 北緯四○度○○分一○秒 東経一三八度二二分五二秒

(ウ) 北緯三九度二〇分二七秒

(工) 北緯三八度四八分〇一秒 東経一三八度五九分四八秒

(才) 北緯三九度一四分五八秒 東経一三八度〇五分三七秒 東経一三八度三九分〇四秒

その他 実施機 二前記区域の各点の経緯度は、 等が存在しないことを確認しながら実 在しないこと、また、射撃海面に船舶 射撃訓練は、前記区域に航空機が存 世界測

地系の数値である

(工) 北緯四○度五○分一○秒 北緯四○度五○分一○秒 東経一四二度五九分四六秒

等が存在しないことを確認しながら実 地系の数値である。 在しないこと、また、射撃海面に船舶 前記区域の各点の経緯度は、 射撃訓練は、前記区域に航空機が存 世界測

令和七年七月一日から同年八月三十一日 防衛大臣 中谷

までの間 空で海面から高度一〇、 六六八メートル

官

区

(カ)

東経一二九度四五分五二秒

航空機 射撃訓練は、

期

実施機

その他

世界測

区

域

百里沖海面の次のアからオまでの五点を

## ○防衛省告示第百五十一号

上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり 海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水

までの間

北緯三六度○五分○○秒

令和七年六月二十四日

する。 海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施

令和七年六月二十四日

期

間

法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) までの間、○七○○から一七○○まで。 令和七年七月一日から同年八月三十一日 ただし、日曜日及び国民の祝日に関する

域 までの間 空で海面から高度一〇、六六八メートル 順次結んだ線並びにア及び切の二点を結 響灘沖海面の次のアから切までの六点を んだ線により囲まれる海面並びにその上 に規定する休日を除く。

北緯三五度〇〇分一一秒 北緯三四度四六分一一秒 東経一三〇度〇一分五二秒

(1) 北緯三四度一七分一二秒 東経一三〇度三一分五一秒

(工) (ウ) 北緯三四度二五分一一秒 東経一三〇度一二分五二秒

東経一二九度五五分五二秒

(才) 北緯三四度三五分四一秒 北緯三四度三〇分一〇秒 東経一二九度五一分四六秒

等が存在しないことを確認しながら実 在しないこと、また、射撃海面に船舶 前記区域に航空機が存

二前記区域の各点の経緯度は、 地系の数値である

防衛大臣 中 谷

元

**(1**)

北緯三六度三八分三六秒 東経一四一度二〇分四八秒

東経一四一度二〇分四八秒

地系の数値である。

〇防衛省告示第百五十号 区 域 若狭湾北方海面の次のアからオまでの五 令和七年七月一日から同年八月三十一日 までの間、○七○○から一九○○まで。 点を順次結んだ線並びに⑦及び闭の二点

期

間

防衛大臣 中谷

北緯三九度二七分一〇秒 東経一三六度〇九分四九秒

の上空で海面から高度二四、三八四メー

トルまでの間

を結んだ線により囲まれる海面並びにそ

北緯三七度一四分一一秒 北緯三六度三三分一一秒 東経一三六度〇九分四九秒

(ウ)

(1)

北緯三七度四○分一○秒 東経一三三度二四分五〇秒 東経一三四度四四分五〇秒

(エ)

北緯三八度三三分一〇秒 東経一三四度○一分五○秒

(才)

実施機

期

がら実施する。 が存在しないこと、また、射爆撃海面 に船舶等が存在しないことを確認しな 射爆撃訓練等は、前記区域に航空機

地系の数値である。 前記区域の各点の経緯度は、 世界測 区

## ○防衛省告示第百五十二号

する射爆撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年六月二十四日 海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対

間 令和七年七月一日から同年八月三十一日 法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) ただし、日曜日及び国民の祝日に関する までの間、○七○○から一七○○まで。 に規定する休日を除く。 防衛大臣 中谷 元

空で海面から高度一二、一九二メートル 順次結んだ線並びにア及びオの二点を結 んだ線により囲まれる海面並びにその上 その他

実施機 航空機

二前記区域の各点の経緯度は、 ら実施する 船舶等が存在しないことを確認しなが 存在しないこと、また、射爆撃海面に 射爆撃訓練は、前記区域に航空機が 世界測

(ウ) 東経一四二度一〇分四六秒 北緯三六度四〇分四三秒

(才) 北緯三六度○五分○○秒 北緯三六度〇九分五九秒 東経一四一度五九分五二秒

航空機 存在しないこと、また、射爆撃海面に 射爆撃訓練は、 四一度四六分〇四秒 前記区域に航空機が

その他 実施機

二前記区域の各点の経緯度は、 地系の数値である。 ら実施する。 世界測

船舶等が存在しないことを確認しなが

〇防衛省告示第百五十三号

のとおり実施する。 令和七年六月二十四日 海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次

防衛大臣 中谷

域 間 ただし、日曜日及び国民の祝日に関する 令和七年七月一日から同年八月三十一日 三沢沖海面の次のアから付までの五点を 法律(昭和二十三年法律第百七十八号) までの間、○七○○から一八○○まで。 に規定する休日を除く。

までの間 空で海面から高度一〇、六六八メートル んだ線により囲まれる海面並びにその上 順次結んだ線並びに⑦及び闭の二点を結

北緯四○度五○分一○秒 東経一四二度一〇分四七秒

北緯四○度五○分一○秒 東経一四二度五九分四六秒

北緯四○度四四分一○秒 東経一四二度五九分四六秒

東経一四二度一三分四七秒 北緯四○度二四分一○秒 東経一四二度三二分四七秒

北緯四〇度二四分一〇秒

(才)

報

### 玉 会 事 項

### 議 院

## 法律公布奏上通知書受領

奏上した旨の通知書を受領した。 独立行政法人男女共同参画機構法 六月二十日参議院議長から、次の法律の公布を

継続審査及び継続調査の議決通知 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律

## 査及び調査を継続することを議決した旨参議院及六月二十日本院は閉会中次のとおり委員会が審 び内閣に通知した。

、我が国の総合的な安全保障の確保を図るた 五名提出、第二百十六回国会衆法第二四号)する施策の推進に関する法律案(前原誠司外 めの土地等の取得、利用及び管理の規制に関 国家公務員法等の一部を改正する法律案 (田中健外一名提出、衆法第三一号) 自動車盗難対策等の推進に関する法律案

五、公務員庁設置法案(大島敦外十七名提出、 島敦外十七名提出、衆法第四四号)

国家公務員の労働関係に関する法律案(大 (大島敦外十七名提出、衆法第四三号)

六、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境 措置法の一部を改正する法律案(山田勝彦外 離島地域に係る地域社会の維持に関する特別 九名提出、衆法第六〇号)

火曜日

内閣の重要政策に関する件

九、栄典及び公式制度に関する件 八、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関 男女共同参画社会の形成の促進に関する

一一、国民生活の安定及び向上に関する件

令和 **7** 年 **6** 月 **24** 日

一二、警察に関する件

、軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法 、地方税法の一部を改正する法律案(吉川元律案(青柳仁士外一名提出、衆法第一二号) 外六名提出、衆法第二七号)

地方公務員法等の一部を改正する法律案 (大島敦外十六名提出、衆法第四六号)

> 島敦外十六名提出、衆法第四七号) 郵政民営化法等の一部を改正する法律案 地方公務員の労働関係に関する法律案

Ŧ, (山口俊一外六名提出、衆法第五八号)

八、情報通信及び電波に関する件七、地方自治及び地方税財政に関する件

九、郵政事業に関する件

法務委員会

、民法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋外

二、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案 田文武外二名提出、衆法第三〇号)

三、民法の一部を改正する法律案(円より子外 四名提出、衆法第三五号)

四、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(平岡

する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関

九、法務行政及び検察行政に関する件

一一、人権擁護に関する件一〇、国内治安に関する件

一、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対 する法律案(古川元久外一名提出、第二百十処するために所得税に関し講ずべき措置に関 六回国会衆法第一号)

措置に関する法律案(田中健外一名提出、第車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき一、一般会計からの自動車安全特別会計の自動 二百十六回国会衆法第四号)

第二三号)置に関する法律案(田中健外一名提出、 置に関する法律案(田中健外一名提出、衆法するための所得控除の拡充に関し講ずべき措 若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減

六、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関

一〇、消防に関する件

五名提出、衆法第二九号)

文部科学委員会

五、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等 秀夫外十九名提出、衆法第六一号) に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正す

六、民法の一部を改正する法律案(大河原まさる法律案(円より子提出、衆法第三二号) こ外七名提出、衆法第六四号)

、 裁判所の司法行政に関する件子外七名提出、衆法第六五号)

財務金融委員会 外務委員会 、国際情勢に関する件

一名提出、第二百十六回国会衆法第一七号)三、財政法の一部を改正する法律案(田中健外

() ()

六、租税特別措置の適用状況の透明化等に関 る法律及び地方税法の一部を改正する法律案 (川内博史外八名提出、 衆法第五二号

財政に関する件

税制に関する件

○、外国為替に関する件

一二、たばこ事業及び塩事業に関する件

印刷事業に関する件

高等学校等就学支援金の支給に関する法律

関する法律の一部を改正する法律案(津村啓 介外七名提出、衆法第七号)

文部科学行政の基本施策に関する件

学校教育に関する件

科学技術及び学術の振興に関する件

九、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件

厚生労働委員会

出第二一号)

二、就労支援給付制度の導入に関する法律案 号 (階猛外六名提出、第二百十五回国会衆法第

の推進に関する法律案(浅野哲外一名提出、三、育児・介護二重負担者の支援に関する施策

第一号)関する法律案(中島克仁外十二名提出、 医療保険の被保険者証等の交付等の特例に 、衆法

関する法律案(田中健外一名提出、衆法第二 外国為替資金特別会計の在り方の見直しに

関税に関する件

一、国有財産に関する件

一五、金融に関する件一四、造幣事業に関する件 六、証券取引に関する件

号)

出、衆法第六号) の一部を改正する法律案 (津村啓介外七名提 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に

生涯学習に関する件

科学技術の研究開発に関する件

一、医療法等の一部を改正する法律案(内閣提

第二百十六回国会衆法第一九号) 九名提出、第二百十六回国会衆法第二三号) る法律の一部を改正する法律案(中島克仁外 健康保険法及び高齢者の医療の確保に関す

る法律案(井坂信彦外十二名提出、衆法第二六、訪問介護事業者に対する緊急の支援に関す る法律案(井坂信彦外十二名提出、

t 特別措置法案(井坂信彦外十五名提出、衆法 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する

九、厚生労働関係の基本施策に関する件島克仁外十名提出、衆法第八号) 八、健康保険法等の一部を改正する法律案 中

○、社会保障制度、医療、公衆衛生、 祉及び人口問題に関する件 社会福

一、労使関係、 に関する件 労働基準及び雇用・失業対策

林水産委員会

谷裕外八名提出、衆法第三八号) 係に関する法律の一部を改正する法律案(神 円滑に調整するための行政執行法人の労働関 国有林野事業に従事する職員の労働関係を

公的新品種育成の促進等に関する法律案(神三、農業用植物の優良な品種を確保するための 一、国有林野事業に従事する職員の給与等に関 する特例法案(神谷裕外八名提出、 衆法第三

足隹こ関する法律案(神谷裕外八名提出、衆四、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の 谷裕外八名提出、衆法第四〇号)

五、食料供給困難事態対策法の一部を改正する 促進に関する法律案(神谷裕外八名提出、

六、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法 提出、衆法第六二号) 律の一部を改正する法律案(近藤和也外七名 法律案 (神谷裕外四名提出、衆法第四二号)

八、食料の安定供給に関する件 七、農林水産関係の基本施策に関する件

九、農林水産業の発展に関する件

一〇、農林漁業者の福祉に関する件

経済産業委員会 一、農山漁村の振興に関する件

、電気料金の高騰に対する当分の間の措置と 案(丹野みどり外一名提出、 うにするために講ずべき措置等に関する法律 ギー電気に係る賦課金の請求が行われないよ して電気の使用者に対して再生可能エネル 第二百十六回 玉

に関する法律案(階猛外六名提出、 一号 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給

る法律案(重徳和彦外十八名提出、 自動車産業における脱炭素化の推進に関す 経済産業の基本施策に関する件 衆法第五

鉱業等に係る土地利用の調整に関する件私的独占の禁止及び公正取引に関する件 特許に関する件 中小企業に関する件 資源エネルギーに関する件

土交通委員会 る法律案(青柳仁士外二名提出、衆法第二四、ライドシェア事業に係る制度の導入に関す

衆法第六三号) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の 国土交通行政の基本施策に関する件 部を改正する法律案(谷田川元外四名提出

北海道開発に関する件陸運、海運、航空及び 都市計画、建築及び地域整備に関する件 河川、道路、港湾及び住宅に関する件 国土計画、土地及び水資源に関する件 航空及び観光に関する件

環境委員会 現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設、国による全ての水俣病の被害者の救済の実 に関する法律案(篠原孝外九名提出) 気象及び海上保安に関する件 衆法第

官

六六号)

三、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に 一、環境の基本施策に関する件

関する件

五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関 循環型社会の形成に関する件

六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件

原子力の規制に関する件

決算行政監視委員会 予算委員会 、予算の実施状況に関する件 | 令和五年度国税収納金整理資金受払計算書|| 令和五年度特別会計歳入歳出決算|| 令和五年度一般会計歳入歳出決算

一、国の安全保障に関する件 公害紛争の処理に関する件

令和五年度政府関係機関決算書

書

令和五年度国有財産増減及び現在額総計算

調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総、令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対 令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書

各省各庁所管使用調書 (その2)(承諾を求め

歳入歳出の実況に関する件

政府関係機関の経理に関する件

議院運営委員会

(武正公一外五名提出、衆法第五一号)

提出、衆法第五九号)

公一外五名提出、衆規第二号)三、衆議院規則の一部を改正する規則案(武)

五 議長よりの諮問事項

律案(近藤和也外七名提出、第二百十六回国、被災者生活再建支援法の一部を改正する法

治改革に関する特別委員会 する総合的な対策に関する件

設に関する法律案(古川元久外二名提出、第、政党交付金の交付停止等に関する制度の創 串博志外七名提出、

政治資金規正法等の一部を改正する法律案 (大串博志外七名提出、 第二百十六回国会衆

Ξį

各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求め、、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び

八、国有財産の増減及び現況に関する件

○、国が資本金を出資している法人の会計に 関する件

政援助を与えているものの会計に関する件成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財一、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助

二、行政監視に関する件

衆議院の解散に係る手続等に関する法律案

等の設置等に関する法律案(古川元久外一名一、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会

国会法等改正に関する件

委員会 東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別六、その他議院運営委員会の所管に属する事項

東日本大震災からの復興・防災・災害に関

串博志外七名提出、第二百十六回国会衆法第、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大

二百十六回国会衆法第一二号)

四 政治資金規正法の一部を改正する法律案 (大野敬太郎外四名提出、衆法第四号)

(大野敬太郎外四名提出、衆法第五号)

法第二一号) を改正する法律案(大串博志外十名提出、

t る法律案(落合貴之外五名提出、 衆法第五○

法律案(池下卓外二名提出、 政治団体における複式簿記の導入に関する 衆法第五五号)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 北朝鮮による拉致問題等に関する件

合的な対策に関する件 消費者の利益の擁護及び増進等に関する総

原子力問題調査特別委員会

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関

、子ども・子育て支援法等の一部を改正する 法律案(階猛外七名提出、衆法第二二号)

善等に関する特別措置法案(早稲田ゆき外十 三名提出、衆法第五七号) 保育等従業者の人材確保のための処遇の改

成の総合的な対策に関する件

議案送付

とおりである。 六月二十日参議院に送付した本院提出案は次の

部を改正する法律案係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に

議案通知書受領

閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う 独立行政法人男女共同参画機構法案 関係法律の整備等に関する法律案 六月二十日参議院から、本院の送付した次の内

政治資金規正法の一部を改正する法律案

で改正する法律案(大串博志外十名提出、衆政治資金規正法及び租税特別措置法の一部

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正す

九、政治改革に関する件

沖縄及び北方問題に関する件

消費者問題に関する特別委員会

する特別委員会 原子力問題に関する件

二、児童扶養手当法の一部を改正する等の法律 案 (大西健介外十二名提出、衆法第五六号)

四、地域活性化・こども政策・デジタル社会形

質問書転送

円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関す る質問主意書 六月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。

する質問主意書 陸上自衛隊オスプレイの佐賀空港への配備に関

キャリアアップ助成金制度の変更に関する質問 祝日キャンセル問題に関する質問主意書 本土復帰以降の政府の沖縄への向き合い方に関

する質問主意書

沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問

硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する めの米軍基地内立入申請に関する質問主意書 質問主意書 有機フッ素化合物(PFAS)汚染源特定のた

十一万床の病床削減という政党間合意を踏まえ る質問主意書 雕婚後共同親権の導入に関連する諸課題に関す

中国における日本軍性暴力被害に関する質問主 関する質問主意書 いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に た政府の対応に関する質問主意書

関節リウマチ患者の医療費負担軽減に向けた施

策に関する質問主意書 「地方創生二・○基本構想」に関する質問主意

いわゆる国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃

シベリア抑留者問題の解決と国立戦争資料館 予測事態に関する質問主意書

する質問主意書 政府所有の備品が所在不明となっている件に関 (仮称) 整備に関する質問主意書

事例に関する質問主意書 輸入冷凍食品を含む輸入食品の食品衛生法違反

皇位継承問題の議論を広く国民に委ねることに 政府備蓄米に関する質問主意書

日本・ラテンアメリカ外交に関する質問主意書 関する質問主意書

医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問 レアアース貿易に関する質問主意書

健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関す

官

関する質問主意書

ふるさと納税に関する質問主意書 東京外かく環状道路の費用便益比に関する質問 労働者の過半数代表者に関する質問主意書

等に関する質問主意書 介護職員処遇改善の必要性の認識と今後の取組 所見に対する政府の取組に関する質問主意書 国際連合自由権規約委員会による日本への総括

物価高対策としての現金給付に対する政府見解 家計の年間の食費に係る消費税負担額の認識等 に関する質問主意書 に関する質問主意書

第1492号

子育て版ケアマネジャー導入に関する質問主意 持続可能な病院経営に関する質問主意書 看護師配置等に関する質問主意書 保育所等における医療的ケア児の支援のための

海上保安庁の離職者増加に関する質問主意書 シルバー人材センターのインボイス対応に関す る質問主意書

リチウムイオン電池等の使用後の処理に関する

外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の 漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問主意書 質問主意書 追及に関する質問主意書

首相官邸の人事構成における民間人材の比率と 度に関する質問主意書 宇久島における風力発電計画と環境影響評価制

生成AIで作成される商標の取扱い等に関する 役割に関する質問主意書 質問主意書

高等学校段階におけるインクルーシブ教育等に 能性確認に関する質問主意書 バイオマス発電における輸入木質燃料の持続可

攻撃用無人機への対処に関する質問主意書 トルコ国籍者への査証免除措置に関する第一 三回

内における不可視経済圏の形成に関する質問主 外国人による自国外送金アプリの利用と日本国 保険適用薬のあり方に関する質問主意書 経営・管理の在留資格に関する再質問主意書

対応に関する質問主意書 いわゆるステルス値上げの実態把握及び制度的

> 中古品取引の未計上がGDP統計の精度および 等へ受け入れることに係る疑問に関する質問主 政策判断に与える影響に関する質問主意書 ーバード大学の外国人留学生を我が国の大学

「経営・管理」 の悪用防止に関する質

問主意書 在留資格

先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費 民泊制度の見直しに関する質問主意書

障害年金不支給判定急増の報道に関する質問主 逆転に関する質問主意書

する質問主意書 グビー場整備、 「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラ 運営事業における権利返還に関

税収の上振れに関する質問主意書 羽田空港ビル利益供与問題に関する質問主意書 マンション大規模修繕工事に関する質問主意書

関する質問主意書 る訪問看護制度を利用した不正請求への対応に 有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅におけ 公営競技の適正利用に関する質問主意書

する質問主意書 風力発電施設のブレード落下事故への対応に関

関する質問主意書 我が国におけるエイズ流行終結に向けた取組に コメ作況指数の公表廃止に関する質問主意書 国民皆歯科健診の導入等に関する質問主意書

### 答弁書受領

衆議院議員井坂信彦提出ボタンウキクサ と家族結合権に関する質問に対する答弁書 衆議院議員大石あきこ提出出入国在留管理政策 六月二十日内閣から次の答弁書を受領した。 (ウォーターレタス) 対策に関する質問に対す

と国内消費量等に関する質問に対する答弁書 衆議院議員竹上裕子提出ミニマム・アクセス米 問に対する答弁書 衆議院議員井坂信彦提出鉛製給水管に関する質

衆議院議員八幡愛提出感染症の危機管理におけ 質問に対する答弁書 る専門家発言の変遷とリスクコミュニケーショ

,体制の強化に関する質問に対する答弁書

の総合的な推進に関する請願

用アパート・マンション不正融資問題に関する 衆議院議員水沼秀幸提出スルガ銀行による投資

> る土地等の取得等の規制に関する質問に対する 衆議院議員太栄志提出外国人又は外国法人によ 整備に関する質問に対する答弁書 衆議院議員八幡愛提出忘れられる権利の制度的 今後の改善措置に関する質問に対する答弁書 衆議院議員八幡愛提出インボイス制度の実態と

衆議院議員鈴木庸介提出外国人の所有する国内ける海洋資源開発に関する質問に対する答弁書 不動産に対する課税に関する質問に対する答弁 衆議院議員鈴木庸介提出尖閣諸島周辺海域にお もの歯科矯正診療に関する質問に対する答弁書 衆議院議員阪口直人提出保険適用が困難なこど ホスト対策に関する質問に対する答弁書 衆議院議員水沼秀幸提出推し心を利用する悪質

る質問に対する答弁書 衆議院議員長友よしひろ提出花粉症対策に関す

対する答弁書 るペナルティを全廃すべきことに関する質問に ひとり親家庭等への自治体の医療費助成に対す 衆議院議員大石あきこ提出重度心身障害者及び のガス濃度測定に関する質問に対する答弁書 衆議院議員大石あきこ提出大阪・関西万博会場

る質問に対する答弁書 衆議院議員阪口直人提出声の肖像権保護に関す

衆議院議員櫻井周提出火山防災に関する質問に に対する答弁書 衆議院議員櫻井周提出行旅死亡人に関する質問 火葬・葬儀に関する質問に対する答弁書 衆議院議員鈴木庸介提出中国資本の影響による

### 請願書送付

対する答弁書

内閣に送付した。 六月二十日本院において採択した次の請願書を

ペー・ハー・ボー・ボー 裁判所の人的・物的充実に関する請願 三十九 通 難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策 国立病院の機能強化に関する請願 パーキンソン病の撲滅を目指すことに関する 関する請願 国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に 制度の改善に関する請願 パーキンソン病治療研究支援及び医療費助成 九十二 三十三 二十四四

議決通知

現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制 医療、福祉、労働に関する請願 てんかんのある人とその家族の生活を支える の整備を目指すことに関する請願

啓発に関する請願 てんかんのある人とその家族の生活を支える

報告書受領 北方領土返還促進に関する請願

男から、次の報告書を受領した。

六月二十日内閣を経由して日本銀行総裁植田

和

### 議 院

貨及び金融の調節に関する報告書

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通

議員辞職 六月二十一日 (土曜日) 午後 時

の辞職を許可した。 議案提出 六月二十日議院は、 比例代表選出議員鈴木宗男

部を改正する法律案(衆第五三号) 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に

六月二十日衆議院から次の議案が提出された。

れた。 また、 六月二十一日議員から次の議案が提出さ

財政金融委員長三宅伸吾君解任決議案 外二名発議 (柴愼一

### 要求書提出

委員会審査省略要求書が提出された。 外二名発議) 財政金融委員長三宅伸吾君解任決議案 六月二十一日発議者から、 次の議案につ (柴愼一 ついての

### 議案付託

に付託した。 六月二十日議長は、 次の衆議院提出案を委員会

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に 部を改正する法律案 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の (衆第五三号)

財政金融委員会に付託

案を可決した旨衆議院に通知した。 六月二十日本院は、衆議院送付の次の内閣提出

関係法律の整備等に関する法律案 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う 独立行政法人男女共同参画機構法案

### 質問主意書提出

六月二十日議員から次の質問主意書が提出され

性に関する質問主意書(水野素子提出) 選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合 (第

ギグワークに関する質問主意書(水野素子提出) 無人戦技術及び防衛予算の配分に関する質問主 意書(水野素子提出)(第二四〇号)

FIT・FIP制度による市場のゆがみ及び再 エネ賦課金による国民負担に関する質問主意書 (浜田聡提出)(第二四二号)

号

日台関係の在り方に関する質問主意書(浜田聡 地方自治体と台湾の関係に係る政府の認識及び 際比較に関する質問主意書(浜田聡提出)(第一 人口千人当たりの公的部門における職員数の国

等の見直しに関する質問主意書(浜田聡提出) 薬剤師の業務規制及び医療職種の人員配置基準 (第二四五号)

提出)(第二四四号)

談窓口の乱立問題に関する質問主意書(牧山ひいじめ・虐待等に苦しむ子どもたちのSOS相 ろえ提出) (第二四七号) する再質問主意書(浜田聡提出)(第二四六号)高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関

### 質問主意書転送

官

観光公害対策に関する質問主意書 提出) (第一九二号) 六月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。 (齊藤健 郎

待疑惑に関する質問主意書(浜田聡提出)(第一石破茂内閣総理大臣の過去の北朝鮮訪問及び接 する質問主意書(浜田聡提出)(第一九三号)政治資金の透明性及び選挙の公平性の確保に関 九四号)

用・不祥事対応に関する質問主意書(浜田聡提地方自治体の外郭団体における職員の採用・登 出) (第一九五号)

令和 **7** 年 **6** 月 **24** 日

外務省ウェブサイトの と総務省の対応の適切性に関する第三回質問主 に関する再質問主意書 意書 (浜田聡提出) (第一九六号) フジ・メディア・ホールディングスの外資比率 (浜田聡提出) (浜田聡提出)(第一九七「南京事件」に係る記述

固定価格買取制度に関する質問主意書 義提出) (第一九八号) (野田国

> 関する質問主意書(塩村あやか提出)(第一九九悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に 号

消防団員の支援に関する質問主意書 か提出) (第二〇〇号)

智子提出)(第二〇一号) 海外先住民の遺骨返還に関する質問主意書

紙

関する質問主意書(福島みずほ提出)(第二〇三 若年被害女性等支援事業等に係る誹謗中傷等に 関する質問主意書(川田龍平提出)(第二〇二号) PFASのリスク評価過程における文書管理に

法上の人格権に関する質問主意書(浜田聡提出) 自然的親子関係に基づく自由な養育監護及び憲 (第二〇四号)

報道機関のコンプライアンス強化の必要性に関 する質問主意書 (浜田聡提出) (第二〇五号)

問主意書 (浜田聡提出) (第二〇九号) 形骸化した定員合理化目標の見直しに関する質 関する質問主意書 (浜田聡提出) (第二〇七号) 国防上の電波利用に係る自衛隊の自主性確保に する質問主意書(浜田聡提出)(第二〇八号) 大阪・関西万博の運営費収支及び成果指標に関 (第二〇六号)

関する質問主意書 (浜田聡提出) (第二一一号) 拠に関する再質問主意書(浜田聡提出)(第二一営利法人に病院等の開設が認められない法的根 介護支援専門員の担当件数の上限及び根拠等に 号

ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置及 政府が行う推計と実績の乖離要因分析の必要性 に関する質問主意書(浜田聡提出)(第二一四号) 二一三号) (浜田聡提出)

田聡提出)(第二一六号)

医療・福祉の非営利性に関する質問主意書 (浜

政府の米政策に関する質問主意書田聡提出)(第二一七号) ) (第二一八号 (山本太郎提

提出) (第二三八号

(塩村あや のりこ提出) (第二一九号)

解釈に関する質問主意書 (石垣のりこ提出) (第

我提出) (第二二一号) DVからの避難等に関する質問主意書

男性のDV被害と自殺に関する質問主意書 石

事業に関する質問主意書(水野素子提出)(第二 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種

UTMに関する再質問主意書(浜田聡提出)

の見直しに関する質問主意書(浜田聡提出)(第エビデンスが乏しい予防医療施策への公的補助 二一〇号)

の妥当性に関する質問主意書 (浜田聡提出) (第子ども・子育て関係費の推計における人口前提

出) (第二三三号)

の検証及び制度見直しに関する質問主意書(浜特定健康診査・特定保健指導に係る費用と効果 び政策効果に関する質問主意書

薬価改定の課題に関する質問主意書

から発出された電文に関する質問主意書(石垣関東大震災時に東京海軍無線電信所船橋送信所 公職選挙法上の個人演説会告知用ポスター等

(石川

防災庁の設置に関する質問主意書 意書 (水野素子提出)(第二二四号) 緩和ケアの診療加算の対象拡大に関する質問 (水野素子提

離婚後の養育費・教育費に関する質問主意 (水野素子提出)(第二二六号)

出) (第二三八号) 学校事故対応に関する質問主意書 問主意書 (水野素子提出)(第二二七号) 空き家活用等の地方創生事業の促進に関する質 (水野素子提

ICJの強制管轄受諾宣言に関する質問主意書 (水野素子提出)(第二二九号)

意書 (水野素子提出)(第二三一号) 有識者会議等の委員の選任基準に関する質問 問主意書 (水野素子提出)(第二三〇号) 公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質

への行政対応に関する質問主意書(水野素子提オンライン精神療法の安全性及び指針違反事例 野素子提出)(第二三二号) 質問主意書の回答期限に関する質問主意書 永

に関する質問主意書 (水野素子提出) (第 精神保健指定医の制度的整理及び今後の在り 四方

に関する質問主意書(神谷宗幣提出)(第 難民認定制度の濫用防止及び審査体制の適正化 質問主意書 (神谷宗幣提出) (第二三五号) 同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する 三三六

住の実態に関する再質問主意書(神谷宗幣提出) 「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移 (第二三七号)

> 性に関する質問主意書(水野素子提出)(第二三 選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合

意書(水野素子提出)(第二四〇号) 無人戦技術及び防衛予算の配分に関する質問主

ギグワークに関する質問主意書(水野素子提出)

エネ賦課金による国民負担に関する質問主意書 FIT・FIP制度による市場のゆがみ及び再 (浜田聡提出) (第二四二号)

際比較に関する質問主意書 (浜田聡提出) (第二 人口千人当たりの公的部門における職員数の 玉

等の見直しに関する質問主意書(浜田聡提出) 提出) (第二四四号) 地方自治体と台湾の関係に係る政府の認識及び 薬剤師の業務規制及び医療職種の人員配置基準 日台関係の在り方に関する質問主意書(浜田聡

ろえ提出) (第二四七号) 談窓口の乱立問題に関する質問主意書(牧山 高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関 いじめ・虐待等に苦しむ子どもたちのSOS相 する再質問主意書(浜田聡提出)(第二四六号) (第二四五号) ひ

### 答弁書受領

参議院議員浜田聡提出政府の新型コロナウイル 六月二十日内閣から次の答弁書を受領した。 弁書(第一五五号) ス感染症対策の検証に関する再質問に対する答

参議院議員浜田聡提出血漿分画製剤の安定確保 弁書(第一五六号) 及び売血制度の再検討に関する質問に対する答

参議院議員浜田聡提出南海トラフ地震臨時情報 等の経済的影響に関する質問に対する答弁書 制度の運用による社会不安の扇動及び米価変 (第一五七号) 動

参議院議員浜田聡提出政府職員の公用マイレー ジに関する質問に対する答弁書(第一五九号) 関する質問に対する答弁書(第一五八号) 者による電柱検査詐欺事件及び国の委託制度に 参議院議員浜田聡提出衆議院議員の後援会関係

参議院議員浜田聡提出アンケート調査に係る信

実態に関する質問に対する答弁書(第一六一号) 感覚及び市民への「啓発」と称する介入行為の 参議院議員浜田聡提出法務局人権擁護部の人権 頼性確保及び報道の在り方に関する質問に対す る答弁書(第一六〇号)

(小西洋之

官

る答弁書 (第一七〇号)

号

る政府見解の変更経緯等に関する質問に対する 参議院議員浜田聡提出公益通報の対象範囲に係 関する質問に対する答弁書(第一六三号) る肺がん・胃がん検診への公的補助の見直しに 参議院議員浜田聡提出科学的評価が否定的であ る質問に対する答弁書 (第一六二号) 定論」の提起及び政府の調査・対応状況に関す 参議院議員浜田聡提出中国による「琉球帰属未

NHK受信契約の在り方に関する質問に対する 答弁書(第 参議院議員浜田聡提出公用車のカーナビに係る

答弁書(第一六四号)

定基準に関する質問に対する答弁書(第一六六 参議院議員浜田聡提出外交儀礼上の贈呈品の選

参議院議員浜田聡提出福祉用具等の貸与・購入 に関する質問に対する答弁書(第一六七号) 参議院議員浜田聡提出障害者支援の制度的空白 の費用比較に関する質問に対する答弁書 第一

参議院議員浜田聡提出公用パソコン内の不適切 界の利益構造に関する質問に対する答弁書 参議院議員浜田聡提出福祉用具貸与制度及び業 六九号) 第

な私用データの法的取扱いに関する質問に対す

参議院議員浜田聡提出相談事業を民間団体に委 託するリスクに関する質問に対する答弁書 七一号) (第

業及びガバナンスの適正性に関する質問に対す る答弁書 (第一七二号) 参議院議員浜田聡提出「日本駆け込み寺」の事

題に関する質問に対する答弁書(第一七三号) 参議院議員浜田聡提出相談支援制度の構造的課 東京都知事の説明責任等に関する質問に対する 参議院議員浜田聡提出補助事業者の選定に係る 答弁書(第一七四号)

方及び選任基準に関する質問に対する答弁書 参議院議員浜田聡提出政府の有識者起用の在り (第一七五号)

る期間に関する質問に対する答弁書 参議院議員山本太郎提出消費減税の実施に要す 産党員の存在把握の必要性等に関する質問に対 参議院議員浜田聡提出日本国内における中国共 (第一七七

> 報道機関出身者の職員採用に関する質問に対す 参議院議員山本太郎提出原子力規制庁における る答弁書 (第一七八号)

に関する質問に対する答弁書(第一七九号) 参議院議員浜田聡提出医療費適正化計画におけ る入院医療費の取扱い及び目標・実績の整合性

### 報告書提出

別委員会請願審查報告書 (第一号) 政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特 厚生労働委員会請願審査報告書(第一号) 法務委員会請願審查報告書(第一号) 内閣委員会請願審査報告書(第一号) 六月二十日委員長から次の報告書を提出した。

### 請願書送付

## 法律公布奏上及び通知

その旨衆

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律

内閣委員会 及び内閣に通知した。 審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院

総務委員会 内閣の重要政策及び警察等に関する調査

法務委員会 通信及び郵政事業等に関する調査

外交防衛委員会 外交、防衛等に関する調査

、教育、文化、 に関する調査 スポーツ、 学術及び科学技術

厚生労働委員会

農林水産委員会 農林水産に関する調査

経済、 産業、 貿易及び公正取引等に関する

国土の整備

予算委員会

法問題の全面解決に関する請願」外三百十二件の 請願は、即日これを内閣に送付した。 六月二十日、議院において採択した「優生保護

議院に通知した。 六月二十日次の法律の公布を奏上し、

独立行政法人男女共同参画機構法

# 継続審査及び継続調査の議決通知

六月二十日本院は、閉会中次のとおり委員会が

行政制度、地方行財政、 消防、 情報

法務及び司法行政等に関する調 査

文教科学委員会

社会保障及び労働問題等に関する調査

経済産業委員会

国土交通委員会 交通政策の推進等に関する調

環境委員会

環境及び公害問題に関する調査

議院運営委員会 予算の執行状況に関する調査

災害対策特別委員会 議院及び国立国会図書館の運営に関する件

女 同 官

外務事務官 侍医長 外務事務官

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別 災害対策樹立に関する調査

委員会 政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹

る

立に関する調査

### 報告書受領

貨及び金融の調節に関する報告書」を受領した。 日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく「通 六月二十日内閣を経由して日本銀行総裁から、

### 事 異 動

### 内 閣

命ずる 

期間は令和七年七月十五日までとす 宮内庁長官

侍従長

<del></del>
式
簡
官
長

宮清伊別西下水原所村 匡 武 純 浩 泰 之 則 一 郎 彦

公証人任免

### 務

人を免ぜられた。

# 太平洋広域漁業調整委員会会長公示第十七号

外務事務官

採捕を禁止する期間について、 太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号3②の規定に基づき、 次のとおり公示する。 遊漁者のくろまぐろ (大型魚)

太平洋広域漁業調整委員会会長

北門

利英

の

令和七年六月五日から令和七年六月三十日まで

令和七年六月三日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第十七号

型魚)の採捕を禁止する期間について、 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号32の規定に基づき、 次のとおり公示する。

遊漁者のくろまぐろ

大

令和七年六月五日から令和七年六月三十日まで

令和七年六月三日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長

田中

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第十七号

の採捕を禁止する期間について、 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号3②の規定に基づき、 令和七年六月三日 次のとおり公示する。 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長

遊漁者のくろまぐろ

(大型魚)

脇田

和美

令和七年六月五日から令和七年六月三十日まで

女官長 皇宮警視監

式暗官 内閣府事務官

宮澤 鈴木 西直宮江

> 敏夫 幸子

大平

細森見本 市場 大庭 昌史 哲裕司昭 成真保

天皇皇后両陛下モンゴル御訪問につき随員を命ず 近藤真理子 森川真理子

期間は令和七年七月十五日までとする(以上六月 一十旦

### 皇 室 事 項

御祝電 六月二十日同国大公殿下へ御祝電を発せられた。 天皇陛下は、 ルクセンブルクの国祭日につき、

### 官 庁 報

### 法

福岡法務局所属公証人松尾嘉倫は願により公証

六日)(法務省) 公証人松尾嘉倫の後任を命ぜられた。(以上六月十 岸本寬成は公証人に任命され、 福岡法務局所 属 薦について

4

 $\square$ 

Ø

### 村洋一の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び 労働保険審查会法(昭和31年法律第126号)第5 条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行 令(昭和31年政令第248号)第2条第1項の規定 に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名 いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下 記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦 されたい。

| 労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規

定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推

今般、長崎労働局の関係事業主を代表する者北

令和7年6月24日

厚生労働大臣 福岡 資麿 記

- 1 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関す る法律(昭和44年法律第84号)第3条に規定す る労災保険に係る労働保険の保険関係が成立し ている事業の事業主が加入している事業主の団 体であって、長崎労働局の管轄区域内に組織を 有するものであること。
- 2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式によ る推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部 を添えて提出すること。
- 3 推薦締切日 令和7年7月7日
- 4 推薦書及び添付書類提出先 長崎労働局労働 基準部労災補償課

様式

令和 年 月

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の 規定に基づく関係者を代表する者の候補者とし て、次の者を推薦します。

丑	 名	年齢	所属団体名及びその 地位	略歴	備	考

- 注1 所属団体名及びその地位の欄には、その 所属する団体及びその地位が二つ以上ある 場合は、その全部を列挙して記入すること。
  - 2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は 所属していた団体における略歴を記入する

(備考)

- 1 提出部数は正副2通とすること。
- 2 履歴書2通を添付すること。



### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1 項の規定による処分をしたので、同法第29条の5 第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。 令和7年6月24日

東北地方整備局長 西村 拓

- 1 処分をした年月日 令和7年6月3日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業 所の所在地及び許可番号 ヤコムエンジニアリ ング株式会社 吉成 進 福島県郡山市開成 4-8-15 国土交通大臣許可(般・特-02) 第21365号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく 許可の取消し(建築工事業に関する一般建設業 の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和7年6月3日 付けで建設業法第12条(第17条において準用す る場合を含む。)の規定による廃業の届出があ り、このことが同法第29条第1項第5号に該当 する。

### 相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明 らかでないので、その相続財産の清算人を次のと おり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権 を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判 所に申し出てください。

### 令和7年(家)第40153号

神戸市中央区栄町通2丁目2番2号和栄ビル 504号

申立人 中村 宏二

本籍神戸市兵庫区切戸町59番地、最後の住所 神戸市兵庫区塚本通5丁目1番10-501号、 死亡の場所神戸市須磨区、死亡年月日令和6 年11月9日、出生の場所神戸市長田区、出生 年月日昭和27年7月16日、職業無職 被相続人 亡 田中 雅弘 神戸市中央区明石町48番地 神戸ダイヤモン ドビル8階 六甲法律事務所 相続財産清算人 弁護士 浅田 修宏 催告期間満了日 令和8年1月16日

神戸家庭裁判所

### 令和6年(家)第7087号

山口県山口市滝町1番1号 申立人 山口県

本籍島根県邑智郡谷住郷村1524番地、最後の 住所山口県佐波郡柚野村217番屋敷、死亡の 場所山口県阿武郡地福村、死亡年月日昭和26 年9月8日、出生の場所山口県佐波郡柚野村、 出生年月日明治13年11月15日、職業不詳 被相続人 亡 大石 トモ 山口県防府市大字向島148番地の2 相続財産清算人 佐々木利久 催告期間満了日 令和8年1月23日

山口家庭裁判所

山口家庭裁判所

### 令和7年(家)第7022号

山口県防府市寿町7番1号

申立人 防府市

本籍山口県防府市大字田島840番地、最後の 住所山口県防府市大字田島840番地、死亡の 場所山口県防府市、死亡年月日令和5年12月 25日頃、出生の場所山口県防府市、出生年月 日昭和25年1月9日、職業不詳 被相続人 亡 吉武 松久 山口県山口市春日町2066番1

相続財産清算人 弁護士法人中山修身法律事務

催告期間満了日 令和8年1月19日

### 令和7年(家)第7097号

福岡県福岡市南区鶴田4丁目49番4号 申立人 松島 京子

本籍福岡県福岡市中央区春吉1丁目15号2番 地、最後の住所福岡県福岡市中央区清川3丁 目26番2号、死亡の場所福岡市中央区、死亡 年月日平成13年3月27日、出生の場所福岡市、 出生年月日昭和15年10月25日、職業無職 被相続人 亡 矢野冨喜子

事務所福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号サン ハイツ舞鶴305号

相続財産清算人 司法書士 木津圭太郎 催告期間満了日 令和8年2月16日

福岡家庭裁判所

### 令和7年(家)第201号

名古屋市緑区万場山1丁目512番地の1 申立人 名古屋住宅サポート株式会社 本籍岐阜県岐阜市雲雀町1丁目10番地、最後 の住所不明、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡 年月日昭和63年12月16日、出生の場所岐阜県 岐阜市、出生年月日大正5年3月26日、職業 不明

被相続人 亡 後藤志南子 名古屋市瑞穂区前田町3丁目45番地 相続財産清算人 司法書十 佐竹 康弘 催告期間満了日 令和8年1月6日

岐阜家庭裁判所

### 令和7年(家)第241号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 申立人 国

本籍岐阜県各務原市新鵜沼台6丁目97番地、 最後の住所岐阜県各務原市新鵜沼台6丁目97 番地、死亡の場所岐阜県各務原市、死亡年月 日令和5年7月23日、出生の場所岐阜県高山 市、出生年月日昭和51年12月9日、職業大工

被相続人 亡 小林 達也 事務所岐阜市若宮町9-10 古田竹中法律事

相続財産清算人 弁護士 竹中 雅史 催告期間満了日 令和8年1月6日

岐阜家庭裁判所

### 令和7年(家)第70079号

兵庫県加古川市平岡町つつじ野1番地134 申立人 永富 雄浩

本籍兵庫県加古川市加古川町河原444番地60、 最後の住所兵庫県加古川市別府町別府609番 地の1、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年 月日令和7年2月25日、出生の場所熊本県下 益城郡豊福村、出生年月日昭和13年3月26日、 職業無職

被相続人 亡 永富 貞子 事務所兵庫県姫路市南畝町2丁目1番地 ファース姫路ビル6階木村法律事務所 相続財産清算人 弁護士 木村 裕史 催告期間満了日 令和8年1月9日

神戸家庭裁判所姫路支部

### 令和7年(家)第30097号

岡山県岡山市北区番町1丁目1番13号フォルトゥーナノザキ2階

申立人 桒田 睦

本籍岡山県備前市日生町日生1735番地3、最後の住所岡山県備前市伊部2513番地 原田アパート1号、死亡の場所岡山県備前市、死亡年月日令和5年9月24日、出生の場所岡山県和気郡日生町、出生年月日昭和16年9月18日、職業無職

被相続人 亡 藤崎 壽光 事務所岡山市北区番町1丁目5番5号 相続財産清算人 弁護士 池田 曜生 催告期間満了日 令和8年1月7日

岡山家庭裁判所

### 令和7年(家)第30120号

岡山市中区住吉町1丁目50番地

申立人 特定非営利活動法人岡山意思決定支援 センタービーユー

本籍岡山県岡山市北区錦町133番地、最後の住所岡山県岡山市北区下中野337番地109、死亡の場所岡山県岡山市南区、死亡年月日令和6年12月10日、出生の場所大阪府三島郡山田村、出生年月日昭和16年8月20日、職業無職被相続人 亡 房野智惠子

事務所岡山市北区番町1丁目1番13号フォルトゥーナノザキ2階

相続財産清算人 弁護士 桒田 睦 催告期間満了日 令和8年1月7日

岡山家庭裁判所

### 令和7年(家)第5055号

岡山県笠岡市用之江149番地

申立人 藤井 幸子

本籍岡山県笠岡市用之江149番地、最後の住所岡山県笠岡市用之江149番地、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所岡山県小田郡城見村、出生年月日昭和20年11月3日、職業無職

被相続人 亡 藤井 典郎

広島市中区上幟町4番7号 縮景園ひろえビ ル201号 安芸法律事務所

相続財産清算人 弁護士 櫻河内章悟 催告期間満了日 令和8年1月9日 岡山家庭裁判所倉敷支部

### 令和7年(家)第30023号

広島県呉市阿賀北9丁目14番24号

申立人 藤田 由美

本籍広島県呉市広長浜3丁目16570番地、最後の住所広島県呉市広小坪1丁目53番10号、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日令和6年11月3日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和29年4月11日、職業無職

被相続人 亡 峠 信幸

広島県呉市西中央5丁目8番29号201笹木和 義法律事務所

相続財産清算人 弁護士 笹木 和義 催告期間満了日 令和8年1月9日

広島家庭裁判所呉支部

### 令和7年(家)第7032号

山口県光市浅江2646番地1

申立人 國本美智子

本籍山口県光市大字浅江2654番地第2、最後の住所山口県防府市大字台道522番地、死亡の場所山口県山口市、死亡年月日令和7年1月2日、出生の場所山口県光市、出生年月日昭和22年12月18日、職業無職

被相続人 亡 山本 博

山口県防府市八王子1丁目7番4号 ニューマルマンビル5階 上田・藤井総合法律事務 所

相続財産清算人 藤井 武志 催告期間満了日 令和8年1月9日

山口家庭裁判所

### | 令和7年(家)第9006号

秋田県湯沢市古館町4番5号

申立人 社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会本籍秋田県湯沢市北荒町18番地12、最後の住所秋田県湯沢市上院内字小沢102番地3ぬくもりの里たてやま、死亡の場所秋田県湯沢市、死亡年月日令和6年11月22日、出生の場所秋田県雄勝郡湯沢町、出生年月日昭和27年12月22日、職業無職

被相続人 亡 遠田 幸夫 秋田県湯沢市字両神22番地7

相続財産清算人 司法書士 伊藤 則行 催告期間満了日 令和8年2月9日

秋田家庭裁判所横手支部

### 令和7年(家)第141号

茨城県日立市相田町3丁目1番18号 申立人 志賀 宏郎

本籍茨城県日立市相田町3丁目1番、最後の住所茨城県日立市相田町3丁目1番10号、死亡の場所茨城県日立市、死亡年月日令和4年10月17日、出生の場所東京市足立区、出生年月日昭和17年8月1日、職業不明

被相続人 亡 江間 良子

茨城県日立市幸町1丁目11番4号ソニアビル 3階さわやか日立法律事務所

相続財産清算人 弁護士 白土 大作 催告期間満了日 令和8年1月15日

水戸家庭裁判所日立支部

### 令和7年(家)第20040号

群馬県富岡市下高瀬231-6

申立人 田邉 清治

本籍群馬県富岡市富岡1164番地、最後の住所 群馬県富岡市下黒岩600番地3、死亡の場所 群馬県富岡市、死亡年月日令和6年8月14日、 出生の場所群馬県富岡市、出生年月日昭和30 年9月12日、職業無職

被相続人 亡 田邉千恵子

事務所群馬県高崎市八千代町1丁目19番5号 田中善信・二階堂慎法律事務所

相続財産清算人 萩本 強志

催告期間満了日 令和8年1月16日

前橋家庭裁判所高崎支部

### 相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

### 令和7年(家)第250号

千葉県君津市東坂田1丁目3番3号 京葉君 津ビル4階 君津法律事務所

申立人 弁護士 矢野 智之

本籍千葉県南房総市千倉町川口595番地、最後の住所千葉県南房総市千倉町川口595番地、死亡の場所千葉県鴨川市、死亡年月日令和4年9月13日、出生の場所千葉県安房郡千倉町、出生年月日昭和33年12月17日、職業会社役員被相続人 亡 荒井 篤

催告期間満了日 令和8年2月5日

千葉家庭裁判所館山支部

### 公 示 催 告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

### 令和7年(へ)第3号

三重県いなべ市藤原町東禅寺1261番地3

申立人 株式会社出口組

代表者代表取締役 出口 玉樹

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月29日

令和7年5月28日

札幌簡易裁判所

(別紙) 目 録 約束手形 1 诵

チ形番号 MG232129

金額 8,976,000円

支払期日 令和7年7月5日

支払地 札幌市

支払場所 三井住友銀行札幌支店

振出日 令和7年2月28日

振出地 札幌市

振出人 共和コンクリート工業株式会社 取締 役社長 北村 匡

受取人 申立人

最終所持人 申立人

### 令和7年(へ)第4号

北海道稚内市朝日2丁目2番6号

申立人 有限会社シンコー冷熱

代表者代表取締役 渡邊 建

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月30日 令和7年5月27日 札幌簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1 涌

手形番号 MF236708

金額 1.925.000円

支払期日 令和7年7月17日

支払地 札幌市

支払場所 株式会社三井住友銀行札幌支店

振出日 令和7年3月17日

振出地 札幌市北区

振出人 フシマン商事株式会社 代表取締役

森本 浩之

受取人 申立人

最終所持人 申立人

### 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立て があったので、不在者は、届出期間満了の日まで に当裁判所に生存の届出をしてください。届出が ないときは、失踪宣告を受けることになります。 また、不在者の生死を知る者は、同日までにその 旨当裁判所に届け出てください。

### 令和7年(家)第574号

奈良県香芝市旭ケ丘2丁目18番地30

申立人 澤谷 務

本籍大阪府高石市綾園6丁目23番、最後の住 所大阪府枚方市春日野2丁目1番27号

不在者 澤谷 勝昭

昭和18年3月7日生

届出期間満了日 令和7年10月2日

大阪家庭裁判所

### 令和7年(家)第1001号

北海道勇払郡むかわ町福住2丁目16番地1 申立人 石川 明美

本籍北海道伊達市北稀府町33番地、最後の住 所北海道勇払郡むかわ町福住2丁目16番地1 不在者 青山二三四

昭和10年2月10日生

届出期間満了日 令和7年10月3日

札幌家庭裁判所室蘭支部

### 令和7年(家)第123号

群馬県前橋市鶴光路町45番地1

申立人 吉澤 克幸

本籍群馬県前橋市鶴光路町45番地1、最後の 住所群馬県前橋市鶴光路町45番地1

不在者 吉澤 恒美

昭和7年11月15日生

届出期間満了日 令和7年10月6日

前橋家庭裁判所

### 失踪宣告

### 令和6年(家)第270号

番、最後の住所徳島県鳴門市大麻町大谷字山 田1番地5

昭和56年4月13日生

令和7年5月29日失踪宣告審判確定

徳島家庭裁判所裁判所書記官

### 令和6年(家)第262号

本籍高知県南国市岡豊町小蓮835番地、最後 の住所高知市比島町3丁目19番地

不在者 鳥﨑 鶴悦

明治42年2月4日生

令和7年5月27日失踪宣告審判確定

高知家庭裁判所裁判所書記官

### 令和6年(家)第8145号

本籍宮崎県日向市大字塩見4845番地、最後の 住所宮崎市大島町四反田632番地市営住宅233 棟2号

不在者 佐藤 礼子

昭和12年11月27日生

令和7年5月29日失踪宣告審判確定

宮崎家庭裁判所裁判所書記官

### 令和6年(家)第141号

本籍鹿児島県曽於市大隅町大谷4966番地1、 最後の住所鹿児島県曽於市大隅町大谷4966番 抽 1

不在者 炭床サチエ

昭和7年10月21日生

令和7年5月29日失踪宣告審判確定

鹿児島家庭裁判所鹿屋支部裁判所書記官

### 令和6年(家)第245号

本籍沖縄県中頭郡中城村字北上原983番地、 最後の住所沖縄県宜野湾市字高野422番地の

不在者 比嘉智恵子

昭和38年10月2日生

令和7年5月23日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

### 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有 価証券について公示催告をしたところ、定められ た下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権 利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出す る者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣 言する。

### 令和7年(へ)第1号

兵庫県三木市大村1074番地の320

申立人 ナルセ商工株式会社

代表者代表取締役 成瀬 尚武

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月3日 令和7年6月5日 大阪簡易裁判所 (別紙) 目 録

約束手形 1 涌

手形番号 TH60107

金額 275,728円

支払期日 令和7年4月20日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社りそな銀行野田支店

振出日 令和6年12月20日

振出地 白地

振出人 岡三機工株式会社 代表取締役 川 浩一郎

受取人 申立人

最終所持人 申立人

### 令和7年(へ)第3号

大阪市阿倍野区西田辺町1丁目12番14号 申立人 新井信枝こと 洪 信枝

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月3日 令和7年6月4日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目 録

小切手 1 涌

小切手番号 AB571281

金額 4.342.930円

支払人 株式会社ゆうちょ銀行

支払地 大阪市

振出日 令和6年12月23日

振出地 大阪市

振出人 ゆうちょ銀行代理業者 日本郵便株式 会社 東住吉今川駅前郵便局長 松本 和久 最終所持人 申立人

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和7年(フ)第2314号

大阪市浪速区敷津西1-5-16 中谷ビル1

債務者 QL株式会社

代表者代表取締役 権 永柱

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

大阪地方裁判所第6民事部

3 破産管財人 弁護士 根來 伸旭

### 破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和7年(フ)第40号

愛媛県新居浜市中村松木2丁目4番17号 債務者 才川 直人

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮内 哲彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 松山地方裁判所西条支部

### 令和7年(フ)第232号

神奈川県平塚市西八幡1丁目9番16号 債務者 宮川 定明

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 露木 誠也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後1 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

### 令和7年(フ)第302号

神奈川県平塚市広川849番地の2

債務者 石井 荘平

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東島 貴幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後2 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

本籍兵庫県神戸市東灘区御影石町1丁目8

不在者 大場 智尋

### 令和7年(フ)第33号

福岡県田川郡福智町赤池399番地87 債務者 林 加奈子

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢野真依子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前11 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 福岡地方裁判所田川支部

### 令和7年(フ)第649号

札幌市南区石山2条3丁目7番27号 ウィー ンの森士番館102号

債務者 成田 邦子

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松田 大剛
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月3日午後1 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第49号

岐阜県中津川市茄子川691番地の6

債務者 伊藤 誠

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安井 典高
- □ 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
  - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10
  - 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 岐阜地方裁判所多治見支部

### 令和7年(フ)第55号

千葉県茂原市鷲巣711番地12

債務者 吉田 智博

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市川 博基
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで 債務者 崎村 佳子

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 | 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時 取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後2
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係

### 令和7年(フ)第28号

千葉県香取市大倉2226番地70、申立時の住所 千葉県香取市大倉1050番地2

債務者 内藤 恵太

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 祐輝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前11
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 千葉地方裁判所佐原支部

### 令和7年(フ)第437号

千葉県流山市加6丁目1332番地の1 債務者 三浦 崇志

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 蛯原 友則
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 17日午後1時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

### 令和7年(フ)第464号

千葉県流山市美田103番地の20 ジュネス美 ⊞B-101

債務者 星野 奈々

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 眞一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 17日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

### 令和7年(フ)第392号

横浜市磯子区中原3丁目20番19号

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野 正男
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 16日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第348号

栃木県佐野市浅沼町321番地

倩務者 清水 操

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小菅 拓郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

### 令和7年(フ)第383号

千葉県柏市若柴227番地6 柏の葉キャンパ ス147街区 D-602号

債務者 志村 智勇

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神谷 敦宏
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 24日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

### 令和7年(フ)第1382号

神奈川県海老名市下今泉4丁目2番14-302

債務者 中馬 正義

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浦田 修志
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 22日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第394号

千葉県松戸市小山471番地の1 アゼリア松 戸307号

債務者 守屋 昌壽

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 亮佑
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 29日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

### 令和7年(フ)第1415号

横浜市都筑区すみれが丘33番地18 債務者 三村 俊明

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 及川健一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 6 日午後 2 時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第4021号

千葉県船橋市坪井町159-10

債務者 本間 大光

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金山 真琴
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 16日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和6年(フ)第128号

岡山県美作市栄町12番地20

債務者 川島 光博

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 一馬
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月22日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 岡山地方裁判所津山支部

### 4 Ø 0

### 令和7年(フ)第46号

広島県広島市東区東蟹屋町7-20 月光東蟹 屋401、住民表上の住所香川県仲多度郡琴平 町五條998番地

債務者 白川 武士

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 籠池 信宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月18日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 高松地方裁判所丸亀支部

### 令和7年(フ)第60号

香川県仲多度郡多度津町葛原158番地 コス モスクエア多度津B105

債務者 新藤 和真

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仙頭真希子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 高松地方裁判所丸亀支部

### 令和7年(フ)第34号

福岡県大牟田市片平町82番地1 延命寺マン ション 105号、前住所福岡県大牟田市藤田 町663番地1

債務者 吉田 萌佳(旧姓植田)

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湯村しおり
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月24日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 福岡地方裁判所大牟田支部

### 令和7年(フ)第28号

岩手県奥州市水沢字高屋敷93番地2 債務者 及川 吉成

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小平 竜太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月10日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 盛岡地方裁判所水沢支部

### 令和7年(フ)第153号

群馬県前橋市江田町290-6リバーサイドサ ンオー201、住民票上の住所群馬県前橋市江 田町148番地1

債務者 松下 翼

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 由恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月16日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係

### 令和7年(フ)第237号

新潟市中央区西大畑町5199番地

倩務者 坂上 睦

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大花 真人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月16日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 新潟地方裁判所民事部

### 令和7年(フ)第33号

岩手県奥州市水沢字桜屋敷452番地 債務者 桐山 晴美

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 文郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月10日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 盛岡地方裁判所水沢支部

### 令和7年(フ)第78号

秋田市将軍野南1丁目2番3号、住民票上の 住所秋田市下北手松崎字家ノ前12番地5 ヴィレッタ I 12号

### 債務者 櫻井 俊和

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 笈川 正典
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 秋田地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第103号

山形県天童市大字川原子1310番地 債務者 森谷 康人

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土田 文子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 山形地方裁判所民事部

### 令和7年(フ)第53号

山形県南陽市長岡1416番地

債務者 平林 賢之

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長岡 克典
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月11日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 山形地方裁判所米沢支部

### 令和7年(フ)第317号

広島県東広島市西条町下三永3433番地、住民 票上の住所広島県東広島市西条町大沢1120番 抽 1

債務者 今岡 昇

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 亀舎 大悟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月8日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 広島地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第456号

広島市東区愛宕町1番1-101号

債務者 広田 誠

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井誠一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月2日午前11時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 広島地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第114号

広島県福山市田尻町2554番地 債務者 畝狹 秀行

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河原 優
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月16日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係

### 令和7年(フ)第5号

愛媛県喜多郡内子町平岡甲1274番4、住民票 上の住所愛媛県喜多郡内子町平岡甲1276番地 債務者 徳見 美和(旧姓行定)

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 兵頭 毅
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 松山地方裁判所大洲支部

### 令和7年(フ)第1981号

大阪市福島区海老江8丁目13番6号 シャー メゾンボヌール 101号

債務者 荒木 友之

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 外村 望
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第2283号

大阪府豊中市利倉西2丁目4番24-402号 債務者 杉本 和英

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡村 諭
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第2412号

大阪市城東区鴫野西1丁目2番23号 201 債務者 西田 昭二

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉岡 萌
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 大阪地方裁判所第6民事部

### 破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見由述期間

### 令和7年(フ)第397号

北九州市戸畑区幸町7番9-302号 債務者 字治由美子

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

### 令和7年(フ)第382号

北九州市小倉北区中井1丁目7番31-607号、 前住所北九州市小倉南区徳力団地90番303号 債務者 尾ノ上涼子

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

### 令和7年(フ)第405号

北九州市八幡西区千代ケ崎2丁目6番7-501号

債務者 有村 新一

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

### 令和7年(フ)第41号

山形県長井市成田3102番地の3 県営成田ア パート101号

債務者 五十嵐真美(旧姓若井)

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 山形地方裁判所米沢支部

### 令和7年(フ)第48号

山形県米沢市花沢町1丁目2番50号 債務者 齋藤 里美

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 山形地方裁判所米沢支部

### 令和7年(フ)第27号

和歌山県西牟婁郡白浜町2512番地の43 債務者 茂見 美木

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 和歌山地方裁判所田辺支部

### 令和7年(フ)第70号

山形市江南3丁目17番14号 コーポ清江 201号

債務者 佐藤 孝子

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 山形地方裁判所民事部

### 令和7年(フ)第47号

山形県長井市日の出町1番17号 債務者 後藤 喜一

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 山形地方裁判所米沢支部

### 令和7年(フ)第912号

名古屋市港区名四町109番地の3 債務者 上田 行恵

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第1089号

名古屋市中川区中郷2丁目168番地の1 ア シスト中郷104号

債務者 枡谷 一樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第1095号

愛知県瀬戸市屋戸町345番地 債務者 高島 浩樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第292号

栃木県栃木市大平町新1503番地14、前住所栃 木県宇都宮市兵庫塚町172番地14 債務者 和氣 生子

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

### 令和7年(フ)第302号

栃木県宇都宮市東簗瀬1丁目39番地2 青瀬 ハイツA102号

債務者 川名ゆりえ

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

### 令和7年(フ)第69号

新潟県魚沼市井口新田351番地6 ホワイト ホース101号

債務者 和田 幸夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係

### 令和7年(フ)第90号

新潟県長岡市川崎6丁目8656番地1 川崎団 地市営住宅3号棟334号室

債務者 櫻井佐恵子

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係

### 令和7年(フ)第153号

岡山県倉敷市日ノ出町2丁目4番1号 債務者 北出 勲

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

### 令和7年(フ)第154号

岡山県倉敷市日ノ出町2丁目4番1号 債務者 北出津多子

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

### 令和7年(フ)第167号

岡山県総社市中央3丁目15番地102 ヴィラ グレイス中央406、転居前の住所岡山県総社 市中央6丁目15番地107

債務者 藤岡 紀子(旧姓吉岡)

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

### 令和7年(フ)第151号

福岡県久留米市上津町1844番地2 フォーサイト上津Renatus103号

債務者 野田 正美

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所久留米支部

### 令和7年(フ)第171号

北九州市門司区高田1丁目5番14号、前住所北九州市八幡東区大宮町19番43号

債務者 末竹 瀬菜

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

### | 令和7年(フ) 第332号

北九州市戸畑区千防1丁目13番10—205号 債務者 小関 雄大

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

### 令和7年(フ)第376号

北九州市若松区二島5丁目1番47号 債務者 天野 七恵

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

### 令和7年(フ)第377号

北九州市八幡西区医生ケ丘 3 番28-401号 債務者 寺園 藤子

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

### 令和7年(フ)第389号

北九州市小倉南区朽網西5丁目24番26号 (201)

債務者 出水 和美

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

### 令和7年(フ)第2070号

大阪市住吉区長居東4丁目4番15号 ペリ ドット長居公園 601号

債務者 光平 紗那(旧姓原田)

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後1時30 分

### 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第219号

大阪市平野区瓜破西2丁目6番37号 スピー ル平野 I 403 債務者 大西 藤生 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月5日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第2369号

大阪府八尾市山本町北7丁目4番19—101号 債務者 郡 絵里

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月5日午後1時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第2430号

大阪市東住吉区西今川1丁目7番18号 ランペドゥーザ 301号

債務者 板橋 佳祐

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第3884号

東京都目黒区中目黒4丁目14-4-101 債務者 森岡 小夏

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第3928号

東京都江戸川区鹿骨5丁目15—14 第1宮間 荘201

債務者 田代 梨央

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 会和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第3930号

東京都文京区本駒込4丁目20-9-603 債務者 内田 廣光

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第3986号

東京都渋谷区富ヶ谷1丁目44-16-305 債務者 吉田 美沙

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第3988号

東京都港区高輪1丁目16-21-601 債務者 キム ユジン

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

### 7

### 令和7年(フ) 第3989号

東京都葛飾区青戸3丁目8-6-708 債務者 大熊 三枝

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- | 用を文开するのに不足する。 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

### | 令和7年(フ) 第3990号

東京都世田谷区喜多見5丁目15—24—305 債務者 黒川有里佳

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第3996号

東京都足立区綾瀬6丁目41-12-402 債務者 山本 将

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

### | | 令和7年(フ) 第3999号

東京都新宿区西落合1丁目18-18 けやき荘 債務者 稲葉 櫻子

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第3962号

東京都板橋区坂下2丁目26-10-103 債務者 土屋 智洋

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

### | 令和7年(フ) 第3965号

東京都杉並区井草1丁目33-20-206 債務者 石井 大輝

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第2810号

東京都中野区中野1丁目36-9 白百合荘3 債務者 岡田 由紀

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月4日午後3時30分

東京地方裁判所民事第20部

### 破産手続終結

### 令和6年(フ)第676号

千葉県松戸市新松戸東4番地の3 ジョイム 新松戸303号、前住所神戸市北区南五葉6丁 目10番3号

破産者 塩見 俊夫

- 1 決定年月日 令和7年6月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

### 令和5年(フ)第76号

長野県飯田市松尾上溝3114番地3 破産者 有限会社飯田食鮮市場

- 1 決定年月日 令和7年6月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

長野地方裁判所飯田支部

### 令和6年(フ)第432号

熊本市南区川尻4丁目13番35号 破産者 共生薬品株式会社

- 1 決定年月日 令和7年6月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

### 令和5年(フ)第139号

鹿児島県垂水市海潟827番地2 破産者 有限会社タケト

- 1 決定年月日 令和7年6月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

### 令和6年(フ)第163号

北海道江別市大麻東町13番地30 破産者 有限会社大麻フォトスタジオ

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

旭川地方裁判所民事部

### 令和4年(フ)第860号

仙台市太白区秋保町湯元字太夫134番地 破産者 株式会社太白カントリークラブ

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

### 令和6年(フ)第68号

福島県大沼郡会津美里町字高田甲2853番地破産者 株式会社横山組

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

福島地方裁判所会津若松支部破産係

### 令和6年(フ)第1487号

東京都杉並区成田東3丁目6-1 破産者 永塚 利哉

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

### 令和6年(フ)第645号

名古屋市西区笹塚町1丁目34番地の3 破産者 戸田 直樹

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第1393号

名古屋市名東区高社2丁目245番地 破産者 株式会社カトーテック

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第4150号

大阪市港区夕瓜2丁目17番13号 破産者 共成自動車商会株式会社

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和6年(フ)第501号

堺市中区深阪二丁3番60号 破産者 有限会社ひかり化成

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

大阪地方裁判所堺支部破産係

### 令和6年(フ)第914号

宮城県岩沼市下野郷字東北谷地5番地の1 破産者 株式会社つま新

- 1 決定年月日 令和7年6月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

### 破産手続終結及び免責許可決定

### 令和4年(フ)第2035号

福岡市早良区荒江3丁目16番15号 住宅型有料老人ホーム ローズガーデン荒江、破産手続開始決定時の住所福岡市西区田尻東3丁目2697番地1 玄洋荘

破産者 谷 静子

- 1 決定年月日 令和7年6月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算についての異議申述期間が経 過した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

### 破産債権の届出期間及び一般 調査期日

### 令和7年(フ)第125号

札幌市北区新琴似7条15丁目6番23—105号 破産者 寒河江英勝

- 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
   一般調査期日 令和7年8月13日午後1時30
- 2 一般調査期日 令和7年8月13日午後1時30 分

**令和7年6月13日** 

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第487号

福岡市東区舞松原6丁目16番5号 サンティール舞松原C棟103号

破産者 山下 俊弘

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月1日午後3時30 分

令和7年6月13日

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和6年(フ)第258号

埼玉県越谷市東柳田町13番14号 大矢マン ション101

破産者 大矢 則子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月12日午前10時20 分

令和7年6月13日

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

### 令和7年(フ)第232号

福岡県春日市春日原東町4丁目25番地 春日 サンコービル501号

破産者 渡辺 公義

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 2 一般調查期日 令和7年8月26日午後3時 令和7年6月9日

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(フ)第253号

福岡市博多区博多駅南3丁目24番1-702号ル・メイヤー博多駅南、前住所福岡市博多区博多駅南3丁目27番4号 2 F破産者 野間 正喜

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月4日午前10時30 分

令和7年6月13日

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和6年(フ)第58号

広島県豊田郡大崎上島町東野2518番地1、開始決定時の住所広島県豊田郡大崎上島町東野2515番地

破産者 森若工務店こと 森若 巖

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 2 一般調查期日 令和7年9月18日午前11時 令和7年6月16日 広島地方裁判所呉支部

### 令和7年(フ)第38号

愛知県刈谷市高倉町3丁目406番地 メゾン タカクラ402号

破産者 村田 基春

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月2日午後2時10 分

令和7年6月13日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

### 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終 了による計算の報告書の提出があった。破産法89 条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以 下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな い。

### 令和7年(フ)第62号

宮崎市恒久5丁目8番地11 Comforz a M201号

破産者 浅倉 和希

異議申述期間 令和7年7月28日まで

### 令和7年(フ)第7号

宮崎県日南市上平野町1丁目11番地2、前住 所東京都世田谷区松原5丁目3番13号 玉川 第1ビル202

破産者 三浦康二朗

異議申述期間 令和7年7月28日まで

令和7年6月16日 宮崎地方裁判所日南支部

### 令和7年(フ)第14号

宮崎県日南市南郷町中村乙7101番地380 破産者 樋口 宗司

異議申述期間 令和7年7月28日まで

令和7年6月16日 宮崎地方裁判所日南支部

### 令和6年(フ)第123号

宮崎県都城市高崎町江平3224番地1、前住所 鹿児島県鹿児島市武1丁目10番15—802号 破産者 森山 里沙

異議申述期間 令和7年7月28日まで 令和7年6月16日 宮崎地方裁判所都城支部

### 令和6年(フ)第4205号

大阪府守口市大日町1丁目15番26-505号 破産者 俵 博司 異議申述期間 令和7年8月8日まで 令和7年6月13日

大阪地方裁判所第6民事部

### 免責許可決定

令和7年(ラ)第735号(原決定横浜地方裁判 所令和5年(フ)第1189号)

横浜市旭区今宿西町221番地

抗告人(破産者) 小野寺広子

- 1 決定年月日 令和7年4月23日
- 2 主文 原決定を取り消す。

抗告人について免責を許可する。 東京高等裁判所第21民事部

### 免青塞尋期日

### 令和7年(フ)第1493号

東京都世田谷区等々力8丁目19-1 椎の木 山ガーデンテラスB

破産者 友成 聖

審尋期日 令和7年8月26日午前11時 令和7年6月9日

東京地方裁判所民事第20部

### 特別清算開始

### 令和7年(上)第2038号

東京都千代田区麹町3丁目3番地 KDX麹町ビル4階

清算株式会社 株式会社正学社 代表清算人 上野 安夫

- 1 決定年月日 令和7年6月9日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(ヒ)第30号

東京都青梅市長淵5丁目251番地 清算株式会社 株式会社バイカダイイングワー クス

代表清算人 齋藤 鉄夫

- 1 決定年月日 令和7年6月11日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

### 特別清質終結

### 令和7年(ヒ)第1001号

千葉市若葉区千城台西1丁目40番8号 清算株式会社 株式会社ヤハギ

- 1 決定年月日 令和7年6月11日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

千葉地方裁判所民事第4部

### 令和7年(ヒ)第2009号

東京都中央区日本橋茅場町2丁目5-5SK 茅場町ビル8階

清算株式会社 株式会社ジェイエスティソ リューションズ

- 1 決定年月日 令和7年6月10日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

### 令和6年(ヒ)第5号

長野県佐久市田口1082番地

清算株式会社 IS企画株式会社

- 1 決定年月日 令和7年6月6日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

長野地方裁判所佐久支部

### 令和7年(F) 第3004号

大阪府東大阪市荒本西3丁目2番25号 清算株式会社 株式会社エルグラン

- 1 決定年月日 令和7年6月11日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第6民事部

### 特別清算協定認可

### 令和6年(ヒ)第8号

愛知県蒲郡市形原町東稲荷20番地1 清算株式会社 株式会社三幸 代表者代表清算人 都築 正幸

- 1 決定年月日 令和7年6月9日
- 2 主文 次の協定を認可する。 協定

### 第1 通則

1 利息・遅延損害金の免除

協定債権のうち、令和5年2月1日以後 の利息債権及び遅延損害金請求権(但し、 既払分を除く) については、本協定認可決 定確定時に全額免除を受ける。

### 2 弁済場所及び端数の処理

- (1) 本協定に基づく弁済は、清算株式会社 代理人弁護士の事務所にて交付する方法 令和6年(再)第33号 又は債権者の指定する金融機関口座に振 り込む方法により実施する。但し、後者 の場合の振込手数料は、債権者の負担と する。
- (2) 割合弁済の結果生じる1円単位未満の 端数は切り捨てる。

### 第2 一般債権

### 1 定義

一般債権とは、協定債権のうち第1・1 で免除を受けた場合の令和5年2月1日以 後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当 しないものをいう。

- 2 弁済及び免除
- (1) 弁済及び免除

清算株式会社は、本協定認可決定確定 後1か月以内に、再生債権額兼弁済割合 算定基準債権額(以下「再生債権額」と いう。)の0.1558889731% (一般債権額の 0.1995544991%) を弁済し、弁済時に一 般債権額と差額との免除を受ける。

(2) 追加弁済

(1)による弁済後、新たに会社財産が発 見されたときは、これを清算人が換価し たうえ、その換価費用その他優先債権等 を控除した残額を追加弁済総額として、 これを再生債権額に基づき按分計算に よって算定した額を追加弁済する。この 場合、前記追加弁済の範囲においては、 (1)による免除の効力は失われるものとす

DJ F

名古屋地方裁判所豊橋支部

### 監督命令

### 令和7年(再)第1号

和歌山市東蔵前丁3番地17南海和歌山市駅ビ

再生債務者 株式会社システムキューブ

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監 督を命ずる。
- 2 監督委員 和歌山市十番丁59番地 ライオン ズマンション和歌山十番丁202 山西陽裕法律 事務所 弁護士 山西 陽裕

令和7年6月10日 和歌山地方裁判所民事部

### 監督命令取消

東京都港区新橋3丁目8番8号リバティ8ビ ル4階

再生債務者 株式会社clutch comm unication

主文 令和6年11月29日にした監督命令を取り消 す。

令和7年6月10日

東京地方裁判所民事第20部

### 再生手続開始

### 令和7年(再)第16号

広島県福山市春日町5丁目8番40号A102 再生債務者 日本住宅サービスコンシューマー 株式会社

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後3時
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始す
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和7年8月19日 から合和7年8月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(再)第17号

東京都目黒区下目黒1丁目1番14号コノトラ ビル7F

再生債務者 JHSホールディングス株式会社

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後3時
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始す S.
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和7年8月19日 から令和7年8月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(再)第18号

東京都新宿区西新宿1丁目26番2号32F 再生債務者 センエンジニアリング株式会社

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後2時
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始す
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和7年8月12日 から令和7年8月19日まで

東京地方裁判所民事第20部

### 決議に付する決定及び債権者 集会招集

### 令和7年(再)第6号

埼玉県川口市川口2丁目12番18号 再生債務者 株式会社メトラン

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生債務者提出の再生計画案
- 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使 又は書面投票による行使のうち議決権者が選択 するもの
- 3 債権者集会
- (1) 期日 令和7年7月23日午前11時30分
- (2) 会議の目的 再生計画案の決議
- 4 書面投票期間 令和7年7月15日まで
- 5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年7月 9 ⊟

令和7年6月11日

東京地方裁判所民事第20部

### 小規模個人再生による再生手 続開始

### 令和6年(再イ)第43号

愛知県豊田市中根町小根崎4番地5 再生債務者 三島 義和

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令 和7年7月14日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

### 令和7年(再イ)第49号

愛知県安城市池浦町池上100番地4 再生債務者 藤野 宏伸

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令 和7年7月15日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

### 令和6年(再口)第5号

愛知県岡崎市真宮町1番地12

- 再生債務者 鈴木 康人 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令 和7年7月17日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

### 令和7年(再イ)第15号

千葉県木更津市請西1丁目25番6号 グリーンリーフ請西203 (前住所)千葉県君津市 北子安6丁目6番3号

再生債務者 前田 龍

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令 和7年8月1日まで

千葉地方裁判所木更津支部

### 令和7年(再イ)第16号

岐阜市鏡島1637番地8

再生債務者 成瀬 伊織

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令 和7年7月25日まで

岐阜地方裁判所

### 令和7年(再イ)第141号

愛知県大府市共西町 4 丁目410番地 再生債務者 山本 幸弘

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令 和7年7月18日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(再イ)第17号

愛知県額田郡幸田町大字野場字井戸田209番 地

再生債務者 齊藤 秀之

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令 和7年7月18日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

### 令和7年(再イ)第18号

愛知県額田郡幸田町大字野場字井戸田209番 地

再生債務者 齊藤 幸恵

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令 和7年7月18日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

### 令和7年(再イ)第47号

静岡市清水区入江2丁目1番13—502号 再生債務者 大木 敏行

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令 和7年7月28日まで

静岡地方裁判所民事第2部

### 令和7年(再イ)第26号

愛媛県松山市三番町2丁目1番地3 KマンションN o 6 1002号

再生債務者 三並ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令 和7年7月22日まで

松山地方裁判所民事部

### 令和7年(再イ)第27号

福岡市中央区警固1丁目6番48号

再生債務者 七尾 葵

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令 和7年7月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(再イ)第134号

福岡県糟屋郡粕屋町長者原東2丁目4番3号 ルームハイツ中原田 102号

再生債務者 辻 誠治

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令 和7年7月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(再イ)第8号

鹿児島市吉野4丁目16番3号

再生債務者 鮫嶋 俊樹

よる再生手続を開始する。

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令 和7年7月29日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

### 令和7年(再イ)第138号

福岡市早良区田村5丁目26番17号 再生債務者 小林 啓美(旧姓久保)

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令 和7年7月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(再イ)第71号

福岡市中央区今泉1丁目10番3-301号 ソシアル天神

再生債務者 堤 美沙

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令 和7年7月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(再イ)第85号

福岡県糸島市泊1684番地2

再生債務者 池田 敏則

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(再イ)第57号

神戸市長田区御蔵通2丁目13番地の1 ウイング神戸1008号

再生債務者 アンティークこと 槌屋 洋輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令 和7年7月31日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

### 令和7年(再イ)第65号

福岡県朝倉郡筑前町下高場1911番地1 再生債務者 天野 靖

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令 和7年7月24日まで

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(再イ)第104号

福岡市博多区半道橋1丁目18番6-305号 ALFACIO REVARC

再生債務者 神出 亮太

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令 和7年7月24日まで

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(再イ)第128号

福岡市早良区飯倉2丁目12番12-201号 レオパレス HIROE

再生債務者 津村 亜弥

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令 和7年7月24日まで

福岡地方裁判所第4民事部

### 小規模個人再生による書面決 議に付する決定

### 令和7年(再イ)第2号

茨城県筑西市三郷811番地8

再生債務者 大塚 俊輝

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月8日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで

令和7年6月16日 水戸地方裁判所下妻支部

### 令和7年(再イ)第13号

千葉県市原市郡本1丁目132番地1 再生債務者 古坂 智哉

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで

令和7年6月13日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和6年(再イ)第33号

千葉県木更津市請西南3丁目21番地1 ハイ ツナリッシュ1 102号室(前住所)埼玉県 上尾市大字原市4355-2 203

再生債務者 小口 降行

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1 日まで

令和7年6月16日

千葉地方裁判所木更津支部

### 令和7年(再イ)第10号

愛知県刈谷市築地町1丁目25番地19 ミーナ 長辻201号(前住所)愛知県刈谷市井ケ谷町 井田2番地1 DUPLEX国王180B棟106

再生債務者 福田 順子(旧姓木下・高田・二

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで

令和7年6月10日

名古屋地方裁判所岡崎支部

### 令和7年(再イ)第16号

愛知県豊田市東新町3丁目67番地 東新スカ イハイツ101号

再生債務者 畑山ルーカス ヨシミこと HA TAIAMA LUCAS YOSHIMI

- 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで

令和7年6月10日

名古屋地方裁判所岡崎支部

### 令和6年(再イ)第226号

埼玉県桶川市大字上日出谷1269番地の271 再生債務者 佐藤 政臣

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで

令和7年6月12日

さいたま地方裁判所第3民事部

### 令和7年(再イ)第22号

愛知県西尾市東幡豆町東野岸50番地1 再生債務者 新岡 正彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3 日まで

令和7年6月12日

名古屋地方裁判所岡崎支部

### 令和7年(再イ)第36号

愛知県岡崎市丸山町字アラ田15番地1 再生債務者 三輪 一仁

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3 日まで

令和7年6月12日

名古屋地方裁判所岡崎支部

### 令和6年(再イ)第36号

茨城県龍ケ崎市久保台2丁目9番地6 再生債務者 古市 勝晴

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで

令和7年6月13日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

### 令和7年(再イ)第10号

栃木県那須塩原市若草町118番地830 再生債務者 瀧口 亜希

- 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで

令和7年6月13日

宇都宮地方裁判所大田原支部

### 令和7年(再イ)第12号

川崎市多摩区布田32番22号

再生債務者 岡 道代(旧姓纐纈)

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで

会和7年6月13日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

### 令和7年(再イ)第5号

長野市松代町松代782番地7 再生債務者 丸山江梨子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで

会和7年6月13日

長野地方裁判所民事部再生係

### 令和7年(再イ)第12号

静岡市清水区折戸2丁目6番1号 再生債務者 中村あかね

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで

令和7年6月13日

静岡地方裁判所民事第2部

### 令和6年(再イ)第85号

愛知県みよし市黒笹町唐沢71番地 再生債務者 加納 功一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで

令和7年6月13日

名古屋地方裁判所岡崎支部

### 令和7年(再イ)第6号

岩手県花巻市栃内26地割101番地2 再生債務者 八重樫浩太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案
  - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで

令和7年6月16日 盛岡地方裁判所花巻支部

### 令和7年(再イ)第9号

栃木県小山市大字小袋828番地2 再生債務者 荒川 欣子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで

令和7年6月13日

宇都宮地方裁判所栃木支部

### 令和6年(再イ)第58号

群馬県伊勢崎市菲塚町1173番地21

- 再生債務者 鈴木 大資 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで

令和7年6月16日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

### 令和6年(再イ)第59号

群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保3353番地15 再生債務者 山口 隆士

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで

令和7年6月16日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

### 令和6年(再イ)第62号

埼玉県深谷市上柴町東4丁目5番地28 再生債務者 上條 英子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで

令和7年6月16日

さいたま地方裁判所熊谷支部

### 令和7年(再イ)第6号

神奈川県秦野市西田原253番地の7

- 再生債務者 猪狩 夏樹 (旧姓平間) 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで

令和7年6月16日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

Ŋ Ø

### 令和7年(再イ)第15号

静岡市駿河区みずほ1丁目30番地の1 リバ ティアークB棟101

再生債務者 繁田 優希

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで

令和7年6月16日

静岡地方裁判所民事第2部

### 令和7年(再イ)第4号

群馬県高崎市八幡原町1113番地3

再生債務者 小池 瑞世

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 11日まで

令和7年6月13日 前橋地方裁判所高崎支部

### 令和7年(再イ)第1号

愛知県一宮市千秋町加茂字長畑83番地 4 再生債務者 竹内 達哉

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで

令和7年6月13日

名古屋地方裁判所一宮支部

### 令和6年(再イ)第550号

大阪市東淀川区豊新 5 丁目 7 番 5 号 再生債務者 樂 浩司

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 11日まで

令和7年6月13日

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(再イ)第9号

大阪府柏原市大字青谷2130番地

再生債務者 楠田 実

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで

令和7年6月13日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

### 令和7年(再イ)第18号

堺市東区日置荘田中町189番地25 再生債務者 田島 英孝

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 11日まで

令和7年6月13日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

### 令和7年(再イ)第7号

和歌山市福島246番地4 クレアンジュソーラスA

再生債務者 金山栄植こと KIM YOUN GSIK 金 栄植

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 11日まで

令和7年6月13日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

### 令和7年(再イ)第4号

北海道苫小牧市新中野町2丁目7番6号 再生債務者 島倉 幸二

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで

令和7年6月16日

札幌地方裁判所苫小牧支部

### 令和7年(再イ)第36号

福岡市城南区鳥飼4丁目15番15-202号 カーレスTORIKAI

再生債務者 脇山 拓也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月1日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで

令和7年6月10日

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(再イ)第40号

福岡市博多区博多駅前4丁目16番22-1108号 ビエラコート博多駅前

再生債務者 寺嶋 慶一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月1日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで

令和7年6月10日

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和6年(再イ)第245号

福岡市南区柏原1丁目11番24号 再生債務者 森園 佳幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月2日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月2日まで

令和7年6月11日

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和6年(再イ)第285号

福岡市南区長住3丁目2番25-301号 再生債務者 城山 顕伸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月2日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 2日まで

令和7年6月11日

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(再イ)第68号

福岡市博多区吉塚 3 丁目30番 6 -101号 プルミエールメゾン

再生債務者 吉田 慶斗

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月2日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月2日まで

令和7年6月11日

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(再イ)第37号

神戸市須磨区大黒町1丁目2番16号 再生債務者 和田 誠

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで

令和7年6月13日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

### 令和7年(再イ)第1号

徳島県三好市池田町州津藤ノ井433番地 6 再生債務者 藤川 重樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 11日まで

令和7年6月13日 徳島地方裁判所美馬支部

### 令和7年(再イ)第1号

福岡市博多区東比恵 3 - 14 - 4 モンリーブ ル東比恵301

再生債務者 後藤 孝紀

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで

令和7年6月13日

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(再イ)第18号

福岡市東区箱崎1丁目28番3号再生債務者 森王 義浩

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで

会和7年6月13日

福岡地方裁判所第4民事部

### Ø

### 令和7年(再イ)第2号

長崎県大村市松山町232番地1

再生債務者 篠田 清彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで

令和7年6月13日 長崎地方裁判所大村支部

### 令和7年(再イ)第6号

新潟市東区中山7丁目22番14号 サザンブ ルーク壱番館201号

再生債務者 大崎 淳

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月7日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで

令和7年6月16日 新潟地方裁判所民事部

### 令和7年(再イ)第1号

兵庫県淡路市塩尾749番地8 県営塩尾住宅 4 - 101

再生債務者 渡瀬康二こと 渡瀬 康二

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月7日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで

令和7年6月16日

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

### 令和6年(再イ)第18号

岡山県真庭市蒜山下見995番地 再生債務者 佐田 美月

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月7日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで

令和7年6月16日 岡山地方裁判所津山支部

### 令和7年(再イ)第3号

岡山県勝田郡勝央町勝間田402番地3 再生債務者 杉原 浩司

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 | 令和7年(再口)第1号 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月7日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで

令和7年6月16日 岡山地方裁判所津山支部

### 令和7年(再イ)第7号

徳島県板野郡松茂町中喜来字稲本115番地43 再生債務者 泉 亜沙斗

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月7日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで

令和7年6月16日 徳島地方裁判所民事部

### 令和7年(再イ)第10号

徳島県阿波市市場町上喜来字南久保679番地 15 光洋ハイツ A-3号

- 再生債務者 山口宗一郎
- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月7日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで

令和7年6月16日 徳島地方裁判所民事部

### 令和7年(再イ)第3号

長崎県長崎市小菅町30番2-1418号 再生債務者 岩下 雄一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月7日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで

令和7年6月16日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

### 令和7年(再イ)第2号

青森県弘前市大字中野3丁目5番地1 再生債務者 木村 鴻介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月14日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで

令和7年6月16日 青森地方裁判所弘前支部

香川県木田郡三木町大字田中4073番地2 再生債務者 藤本 谣

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月14日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで

令和7年6月16日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

### 小規模個人再生による再生手 続廃止

### 令和6年(再イ)第29号

沖縄県中頭郡西原町字小那覇383番地 再生債務者 中山 進

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年6月12日

那覇地方裁判所民事第3部

### 給与所得者等再生による再生 手続開始

### 令和7年(再口)第5号

愛知県日進市米野木町南山973番地69 再生債務者 久保山幸司

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令 和7年7月18日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(再口)第5号

鹿児島市錦江台1丁目24番7-2号 再生債務者 大迫 和史

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令 和7年7月29日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

### 令和7年(再口)第3号

東京都八王子市楢原町1414番地5 再生債務者 木下 茂雄

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令 和7年8月18日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

### 給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

### 令和6年(再口)第5号

静岡県焼津市本町5丁目15番14号 再生債務者 片山真登香

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 14日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年7月4日まで 令和7年6月13日

静岡地方裁判所民事第2部

### 給与所得者等再生による再生 計画認可

### 令和6年(再口)第8号

埼玉県行田市大字下須戸1941番地2 再生債務者 平塚 博文

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月4日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月16日

さいたま地方裁判所熊谷支部

### 令和7年(再口)第1号

岡山市北区東古松 2 丁目12番25号 サンセー ル東古松305号室

再生債務者 木村

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月12日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月13日

岡山地方裁判所第3民事部

### 令和7年(再口)第1号

愛媛県今治市八町西2丁目4-28 再生債務者 森川 聖章

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月12日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年6月16日 松山地方裁判所今治支部

### 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持 分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判 の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同 裁判をすることについて異議があるときは、届出 期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく ださい。所在等不明共有者以外の共有者は、上記 の不動産について裁判による共有物の分割の請求 又は遺産の分割の請求がされている場合におい て、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をする ことについて異議があるときは、同日までに当裁 判所に異議の届出をしてください。これらの届出 がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の 裁判がされることになります。また、申立人以外 の共有者は、上記の不動産の持分について所在等 不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場 合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てを してください。

### 令和7年(チ)第1号

群馬県前橋市大手町1丁目1番1号

申立人 群馬県

住所・居所 不明

(亡金子清の最後の住所) 栃木県足利市島田 町17番地

所在等不明共有者 亡金子清相続財産

届出期間満了日 令和7年10月10日

令和7年6月11日 前橋地方裁判所桐生支部

(別紙) 物件目録

1 所在 みどり市大間々町小平

地番 1510番2

地目 山林

地積 732平方メートル

### 令和7年(チ)第6号

静岡県田方郡函南町間宮59番地の1 アプローズ412

申立人 水野 里子

住所・居所 不明

(最後の住所) 不明

所在等不明共有者 横井清三郎

届出期間満了日 令和7年10月14日

令和7年6月11日 長野地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 長野市篠ノ井塩崎字古堂

地番 6337番イ

地目 墓地

地積 59平方メートル

所在等不明共有者の持分 2分の1

### 令和6年(チ)第6号

鹿児島県日置市伊集院町徳重765番地10

申立人 宮奥 隆洋

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所)(記載なし)

所在等不明共有者 宮奥善五郎

届出期間満了日 令和7年10月9日

令和7年6月9日 鹿児島地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 日置市伊集院町下谷口字馬場尻

地番 3856番

地目 山林

地積 362平方メートル

2 所在 日置市伊集院町下谷口字馬場尻

地番 3852番

地目 畑

地積 809平方メートル

以上の物件につき、所在等不明共有者 宮奥 善五郎の持分 各2分の1

### 令和6年(チ)第7号

鹿児島県日置市伊集院町徳重765番地10

申立人 宮奥 隆洋

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所)(記載なし)

所在等不明共有者 氏名不詳(不動産登記記録 上の表示「宮奥七太郎外2名」の「外2名」 のうちの1名)

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所)(記載なし)

所在等不明共有者 氏名不詳(不動産登記記録 上の表示「宮奥七太郎外2名」の「外2名」 のうちの1名)

届出期間満了日 令和7年10月9日

令和7年6月9日 鹿児島地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 日置市伊集院町下谷口字馬場尻

地番 3851番

地目 山林

地積 775平方メートル

所在等不明共有者2名の持分 各3分の1

### 所有者不明土地及び建物管理 命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の生地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和7年(チ)第2号

静岡県田方郡函南町間宮692番地の4

申立人 岩崎 はま

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都港区高輪 四丁目11番11号

共有者 岩崎 房子

届出期間満了日 令和7年8月12日

令和7年6月12日 静岡地方裁判所沼津支部

(別紙) 物件目録

1 所在 静岡県田方郡函南町間宮字桑原田

地番 691番10

地目 宅地

地積 38.92平方メートル

岩崎 房子 持分16分の1

2 所在 静岡県田方郡函南町間宮字桑原田

地番 692番4

地目 宅地

地積 239.23平方メートル

岩崎 房子 持分16分の1

所在 静岡県田方郡函南町間宮字桑原田692 番地4

家屋番号 692番4

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 81.98平方メートル

岩崎 房子 持分16分の1

### 所有者不明土地管理命令に関 する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和7年(チ)第5号

東京都港区虎ノ門2丁目10番4号オークラプレステージタワー

申立人 NREランドマネジメント合同会社 住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) いちき串木野市 羽鳥3666番地

所有者 永澤 トメ

届出期間満了日 令和7年8月7日

1 所在 いちき串木野市羽島字水ノ元

地番 3107番17

地目 山林

地積 418平方メートル

2 所在 いちき串木野市羽島字水ノ元

地番 3107番44

地目 山林

**地積** 502平方メートル

### 所有者不明建物管理命令に関 する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和7年(チ)第13号

石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地 申立人 鹿島郡中能登町長 宮下 為幸 住所・居所 不明

(最後の住所) 石川県金沢市横川5丁目105番地 (パサージュ横川・217号)

所有者 亡岡田與六相続財産

届出期間満了日 令和7年8月10日

令和7年6月10日 金沢地方裁判所七尾支部 (別紙) 物 件 目 録

所在 鹿島郡中能登町金丸又の18番地乙1 家屋番号 18番の1

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床面積 1階 68.98平方メートル

2階 29.88平方メートル

## 令和7年(チ)第1号

届出期間満了日 令和7年8月7日 所有者 亡山口健一郎相続財産法人 横沼町1丁目46番地 申立人 森田 昇定 住所・居所 大阪府八尾市上之島町南2丁目64番地 (不動産登記記録上の住所) 大阪府東大阪市 不明

令和7年6月12日 所在 八尾市福万寺町南五丁目31番地 家屋番号 31番27 物件 回線 大阪地方裁判所

種類 床面積 用光 木造瓦葺2階建 1階 28.69平方メートル 2階 23.18平方メートル

### 会社その他の公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 令和七年六月二十四日 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 茨城県つくば市観音台一丁目三五番一九号 東京都杉並区阿佐谷南一丁目一番八号 (甲) 合同会社新宿中央不動産 代表社員 津田 和生

官

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

甲 掲載紙 掲載の日付 令和七年四月二十一日 官報

掲載紙 掲載頁 掲載の日付 令和七年四月二十一日 官報 五十九頁 (号外第八十九号)

29

 $\mathbb{Z}$ 

掲載頁

六十三頁 (号外第八十九号)

令和七年六月二十四日 東京都港区虎ノ門三丁目二番二号

0森ビル四階 東京都港区虎ノ門三丁目二番二号虎ノ門3

 $\widehat{Z}$  Designory 株式会社 J a p a n

代表取締役 アラン・ローヌ

び資本金の額の増加はいたしません。 いますので、この合併による甲の新株式の発行及 しております。また、甲は乙の全株式を所有して 継して存続し乙は解散することにいたしました。 に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定 社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項 効力発生日は令和七年八月一日であり、甲は会 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

(N) https://smartscan.co.jp/category/info/ 令和七年六月二十四日 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

代表取締役 三沢 英生

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 (乙) スマートスキャン株式会社 代表取締役 古川 淳

(乙) 合同会社たいよう 代表社員 津田

和生

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 $\widehat{\overline{\mathbb{H}}}$ 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年一月二十四日

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年六月十二日

(甲) Omnicom Product on Japan株式会社 代表取締役 アラン・ロネ

(甲) 株式会社ユカリア

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

掲載頁 一二三頁 (号外第十四号)

掲載頁 四十一頁 (号外第一三〇号)

吸収分割公告

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 を含む乙のモバイルソリューション事業本部が営 んでいる事業に関する権利義務を承継し、乙はそ れを承継させることにいたしました。 甲 この会社分割に対し異議のある債権者は、本公 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 確定した最終事業年度はありません。 官報

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事吸収分割公告

東京都江東区永代二丁目三三番九一三〇二号

(乙) 合同会社コビハムランド

代表社員 小口 裕太

業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させ

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公

令和七年六月二十四日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇

(甲) 尾張トレーディング合同会社

代表社員 伊藤

学

ることにいたしました。

 $\mathbb{Z}$ 

東京都文京区後楽二丁目六番一号令和七年六月二十四日 掲載頁 七十九頁 (号外第一六九号)掲載の日付 令和六年七月十七日

東京都文京区後楽二丁目六番一号 (乙) 丸紅ネットワークソリューション 代表取締役 森田

リンクス神南五階 (乙)合同会社ラーマ東京都渋谷区神南一丁目一一番四号FPG

代表社員 小口

ズ株式会社

代表取締役 佐藤

る権利義務を承継し乙はそれを承継させることに フローレン事業を含むがこれに限らない。) に関す 事業を除くすべての事業(ヘインズ及びポロラル 吸収分割公告 いたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙のチャンピオン

です。 甲 確定した最終事業年度はありません 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 令和七年六月二十四日 掲載頁 八十六頁 (号外第一〇七号) 掲載の日付 令和七年五月十五日

館三階 (甲)ヘインズジャパン株式会社東京都新宿区信濃町三五番地 信濃町煉瓦 東京都新宿区信濃町三五番地 代表取締役 蕪木 啓太 信濃町煉瓦

館三階 (乙) ヘインズブランズジャパン株式会社 代表取締役 及川

令和七年六月二十四日 愛知県津島市埋田町一丁目八番地 代表取締役 田中 喜浩(甲) 株式会社西日本宇佐美

富山県射水市大江一二三〇番地

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。この会社分割に対し異議のある債権者は、本公

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号

(甲) 鎌倉キャピタル合同会社

代表社員 金谷 正文

令和七年六月二十四日

業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させ

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事

ることにいたしました。

吸収分割公告

代表取締役 田中 喜浩(乙) 株式会社大信自動車

左記会社は吸収分割して甲は乙のMVNO事業

(甲) 株式会社ミソラコネクト 暢達

義務を、それぞれ承継し、甲はそれらを承継させ する権利義務を、丙は甲の生産事業に関する権利左記会社は吸収分割して乙は甲の営業事業に関 吸収分割公告 ることにいたしましたので公告します。

由浩

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載の日付

(丙)確定した最終事業年度はありません。(乙)確定した最終事業年度はありません。 掲載頁 九十一頁 (号外第九十七号) 令和七年四月三十

令和七年六月二十四日 鹿児島県肝属郡肝付町富山一七一五番地 (甲) 株式会社クリモト

鹿児島市東開町三番地一八 代表取締役 尾迫 勉

鹿児島県肝属郡肝付町富山一七一五番地 代表取締役 河田 健市 (乙) 株式会社クリモト

株式会社クリモトワークス 代表取締役 吉國 高夫

報

官

令和七年六月二十四日

### 新設分割公告

業に関する権利義務を承継させることにいたしま システム株式会社(住所東京都港区新橋六丁目一 三番一〇号)に対して当社のbellFace事 当社は、新設分割により新設するベルフェイス

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十四日 https://corp.bell-face.com

東京都港区新橋六丁目一三番一〇号 代表取締役 ベルフェイス株式会社 中島 一明

### 組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年六月二十四日 東京都板橋区西台三丁目二二番八号 合同会社Fuji

代表社員 齋藤 健治

組織変更公告

織変更後の商号は株式会社EduSupport 当社は、株式会社への組織変更を決定しました。 効力発生日は令和七年七月二十五日であり、 組

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

宿水間ビル六階 東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新

合同会社EduSupport

守

### 代表社員 石飛

組織変更公告 ました。 株式会社に組織変更することにいたし

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日 ゾーネ高円寺一〇 東京都杉並区高円寺北三丁目五番一号ベル

代表社員 アットライフ合同会社 山本 絢介

### 組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月二十四日

東京都江東区亀戸七丁目九―一二―一四〇八 合同会社W·I·T

代表社員 熊本 一 輝

### 組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年六月二十四日 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

東京都渋谷区神泉町一〇番一五号アネック ス神泉三〇一 合同会社Liberta

代表社員 石本 純一

### 組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月二十四日

神奈川県横浜市緑区白山四丁目七二番二五号 代表社員 合同会社華信 李 琳琳

### 組織変更公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

令和七年六月二十四日 愛知県西尾市上矢田町五反田三一番地六 代表社員 三州資材工業株式会社 合同会社ちゃれんじくらぶ

職務執行者

加藤 勇人

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

七番地第二キョートビル四〇二

代表社員

ました。 組織変更公告

更後の商号は株式会社未來とします。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年八月五日であり、 組織変

沖縄県浦添市宮城四丁目一九番一二号 合同会社未來

## 資本金の額の減少公告

とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月二十四日 なお、計算書類の公告義務はありません。

有限会社丸一さとう

## 資本金の額の減少公告

にいたしました。 当社は、資本金の額を五十五億円減少すること

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載頁 一三二頁 (号外第一二五号) 掲載の日付 令和七年六月六日

令和七年六月二十四日

京都市下京区七条通油小路東入大黒町二二

合同会社Jacalize

澤井 星輝

当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年六月二十四日

翁長 律子

## 代表社員

会の決議は、令和七年六月十日に終了しておりま 効力発生日は令和七年八月四日であり、株主総

北海道釧路市興津五丁目一番一一号

### 代表取締役 佐藤 京子

です。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十四日 千葉市美浜区中瀬一丁目五番地

## 資本金の額の減少公告

代表取締役

バラット・ルパーニ

イオンネクスト株式会社

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 九千九百万円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を二億九千九百万円減少し、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報 令和七年六月二十四日 掲載頁 一〇一頁 (号外第一二九号) 掲載の日付 令和七年六月十一日 東京都港区新橋三丁目四番一二号 東都システム開発株式会社 代表取締役 手塚 裕太

## 資本金の額の減少公告

たしました。 当社は、資本金の額を一億円減少することにい

です。 七月二十四日までにお申し出下さ この決定に対し異議のある債権者は、 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十四日 https://creww.in/koukoku

東京都渋谷区道玄坂二丁目一一番一号

Creww株式会社

代表取締役 伊地知 天

## 資本金の額の減少公告

とすること及びその減少額九百万円を資本準備金 とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を九百万円減少し一千万円

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 なお、 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

https://myokosan.studio.site

令和七年六月二十四日

東京都練馬区大泉学園町一―一一五シャ トー高陣二〇六号 代表取締役 妙高株式会社 徳永 静雄

## 資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

職務執行者 海野 久生

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 いたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十四日 掲載頁 七十頁 (号外第一三五号) 掲載の日付 令和七年六月十八日

大阪市中央区谷町三丁目六番四号大拓ビル 株式会社GSコミュニティ 代表取締役 大歳 仁

## 準備金の額の減少公告

官

にいたしました。 株主総会の決議は、令和七年六月十八日に終了 当社は、資本準備金の額を三億円減少すること

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 しております。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

shtm https://www.jishin.co.jp/company/settlement.

令和七年六月二十四日 東京都港区六本木一丁目六番一号

## 準備金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本準備金の額を三十億三千六百万円

31

なお、

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を一千万円減少することに 当社は、資本金の額を十万円減少し二百三十万 静岡市清水区春日二丁目五番一二号 和七年六月二十四日 合同会社清水電気引込工事センター 代表社員 有限会社海生電気

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 です。 万五千円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十四日 http://www.mutual.co.jp

大阪市北区西天満一丁目二番五号

代表取締役 野尻 恭株式会社ミューチュアル

## 準備金の額の減少公告

件として、資本準備金の額について、本株式交換 交換」)により資本準備金の額が増加することを条 しました。 る株式会社兵庫物流との株式交換(以下「本株式 による資本準備金の増加額を減少することにいた

りです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとお

掲載 官報

掲載页 一八一頁(号外第一三三号)掲載の日付 令和七年六月十七日

## 代表取締役

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 交換による資本準備金の増加額を減少することにを条件として、資本準備金の額について、本株式株式交換」)により資本準備金の額が増加すること する株式会社新和自動車との株式交換(以下「本 りです。 なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとお この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月二十八日を効力発生日と

掲載の日付(令和六年七月十八日掲載紙)官報 令和七年六月二十四日 (号外第一七〇号)

地西新宿ビル一三階 東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日 代表取締役 木川 直毅日本長期収載品機構株式会社 土

準備金の額の減少公告 資本準備金の額を六億九千五百九十七

当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とす

令和七年六月二十四日

兵庫県たつの市新宮町大屋六六八番地の一二 締役 木南 一志 株式会社自彊社

# 準備金の額の減少公告

掲載の日付 令和七年六月十七日掲載 官報 兵庫県たつの市新宮町大屋六六八番地の一二 令和七年六月二十四日

## 準備金の額の減少公告

換による資本準備金の増加額を減少することにい 条件として、資本準備金の額について、本株式交 式交換」)により資本準備金の額が増加することを する株式会社新宮運送との株式交換(以下「本株 たしました。

りです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとお

令和七年六月二十四日 掲載頁 一八一頁 (号外第一三三号) 掲載の日付 令和七年六月十七 日

代表取締役 木南 志

## 基準日設定につき通知公告

七年七月二十九日開催予定の株主総会における議日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和当社は、令和七年七月九日を基準日と定め、同 決権を行使できる株主と定めましたので公告しま

令和七年六月二十四日 神田梱包運送株式会社

日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年九当社は、令和七年七月九日を基準日と定め、同 使できる株主と定めましたので公告します。 月頃開催予定の臨時株主総会における議決権を行 令和七年六月二十四日

代表取締役 株式会社LeTech 宮地 直紀

大阪府大阪市北区堂山町三番三号

株主名簿管理人事務取扱場所

掲載頁 一九〇頁 (号外第一三三号)

株式会社新宮運送 晋

## 代表取締役 木南

当社は、令和七年六月二十九日を効力発生日と

兵庫県たつの市新宮町大屋六六八番地の一二

株式会社兵庫物流

東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目二八番九号

代表取締役 内山 恭久

# 基準日設定につき通知公告

大阪府大阪市中央区北浜四丁目五番三三号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 定款変更につき通知公告

で公告します。 旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの 当社は、令和七年七月十日付で株券を発行する

令和七年六月二十四日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

東京都中央区日本橋小舟町七番二号 ヤクシ化成株式会社

定款変更につき通知公告

代表取締役 横島

成子

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 当社は、令和七年七月十五日付で株券を発行す

令和七年六月二十四日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

新潟市江南区曙町三丁目一二番二四号 サクセス産業株式会社 力

代表取締役 小林

## 定款変更につき通知公告

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します 当社は、令和七年七月十五日付で株券を発行す

なお、同日に当社の株券は無効となります。 令和七年六月二十四日 新潟県三条市下保内二九二番地三

サクセス産業中越株式会社 代表取締役 小林 力

## 定款変更につき通知公告

会において、株券を発行する旨の定款の定めを廃 条第一項の規定に基づき公告します。 止することにいたしましたので、会社法第二一 当社は、令和七年六月十五日開催の定時株主総

同日に当社の株券は無効となります。 令和七年六月二十四日 なお、効力発生日は令和七年七月十四日とし、

三重県津市榊原町一三五三番地

代表取締役 萩野 榊原泉源開発株式会社 廣和

## 定款変更につき通知公告

ので公告します。 る旨の定款の定めを廃止することにいたしました 当社は、令和七年七月十四日付で株券を発行す

令和七年六月二十四日 なお、同日に当社の株券は無効となります。 大阪府吹田市垂水町三丁目二〇番二七号

代表取締役社長 株式会社オンテック 西山 真澄

## 定款変更につき通知公告

旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの 当社は、令和七年七月九日付で株券を発行する

令和七年六月二十四日 なお、同日に当社の株券は無効となります。 大阪市西区新町三丁目九番一七号

平塚工業株式会社 赤尾

合併につき株券等提出公告 代表取締役 明彦

当社にご提出下さい。 方は、株券提出日である令和七年八月一日までに ことにいたしましたので、当社の株券を所有する 当社は、株式会社どんどんと合併して解散する 令和七年六月二十四日

株式会社unlock.ly3号 代表取締役 三島 徹平

ビル五階

東京都港区赤坂七丁目一一番七号三共赤坂

掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 外国会社の全ての日本における代表者の退任公告 が退任することに対し異議のある債権者は本公告 令和七年六月二十四日 当社の全ての日本における代表者である扇谷毅 東京都中央区京橋二丁目一二番九号寺沢ビ

官

テッド アロハ・エアラインズ・インコーポレイ 毅

扇谷

日本における代表者

### 限定承認公告

者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以 生支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権 の相続人は令和七年六月十七日水戸家庭裁判所麻 内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申 し出がないときは弁済から除斥します。 右被相続人は令和六年十一月十二日死亡し、そ 本籍に同じ 本籍茨城県潮来市辻二二二番地、最後の住所 被相続人 亡 山本 繁夫 開示状況は次のとおりです。 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の

掲載 官報

## 限定承認公告

所山梨県山梨市下井尻九三二番地の七 本籍山梨県甲府市北新一丁目三番、最後の住

をして下さい。右期間内にお申し出がないときは 本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出 弁済から除斥します。 承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、 人は令和七年六月十一日甲府家庭裁判所にて限定 右被相続人は令和六年三月頃死亡し、その相続 被相続人 亡 飯島 宗雄

山梨県中央市臼井阿原一七一九番地七一令和七年六月二十四日 限定承認者 山本

### 限定承認公告

者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の 限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺 申し出をして下さい。右期間内にお申し出がない ときは弁済から除斥します。 の相続人は令和七年六月十日熊本家庭裁判所にて 番六三号 後の住所熊本県熊本市中央区出水六丁目一八 右被相続人は令和六年一月二十五日死亡し、そ 本籍熊本県菊池市大琳寺二七九番地一八、最 被相続人 亡 富永 健太

熊本県熊本市中央区大江六丁目二〇一六T― 令和七年六月二十四日 AREAビル三階 しののめ総合法律事務所 限定承認者三角百音

優先資本金の額の減少公告 手続代理人弁護士 園田 理美

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 少して十六億四千七百九十万円とすることとしま基づき、優先資本金の額を三千六百九十五万円減 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に

掲載頁 八十頁 (号外第八十七号) 掲載の日付 令和七年四月十七日 令和七年六月二十四日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内 S C O R E Heisei特定目的会社 取締役 髙山 知也

令和七年六月二十四日

神奈川県小田原市早川三丁目一〇番地の

限定承認者

山本

浩 Ħ

清彦

合併公告及び資本金の額の減少公告

円とすることにいたしました。 また、甲は資本金の額を二億五十万円減少し一億 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併又は資本金の額の減少に対し異議のあ 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

です。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)確定した最終事業年度はありません。 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年六月二十四 掲載頁 二頁 日

令和七年六月二十四日

東京都港区南青山三丁目一番三号スプライ

(甲)Vincent株式会社 代表取締役 梅津 直人

(乙) 株式会社エンヴィジョン

合併公告及び合併につき株券等提出公告 代表取締役 平岡

ある令和七年八月一日までに乙にご提出下さい。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 また、乙の株券を所有する方は、株券提出日で この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

## 優先資本金の額の減少公告

して十四億九千百六十万円とすることとしまし 基づき、優先資本金の額を四千四百七十万円減少 当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に

開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の

掲載 官報

掲載頁 八十頁 (号外第八十七号) 掲載の日付 令和七年四月十七日

令和七年六月二十四日

共同会計事務所内 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京 SCOREドミトリー特定目的会社 知也

取締役 髙山

お申し出下さい。

る債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に

ン青山東急ビル三階

広島市安佐北区深川三―二八―二

継して存続し乙は解散することにいたしました。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

です。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載頁 掲載紙 掲載の日付 令和七年六月十二日 二頁 日刊工業新聞

 $\mathbb{Z}$ 令和七年六月二十四日 掲載紙 掲載頁 四十頁 (号外第一三〇号) 掲載の日付 令和七年六月十二日 官報

東京都中央区銀座七丁目一六番二一号 八三〇 京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町 GENSEN HOLDINGS (甲) 湯快リゾート株式会社 代表取締役 川﨑 俊介

代表取締役 川﨑 俊介

株式会社

取消公告

の合併公告及び決算公告 みを取消します 令和七年六月二十四日 令和七年四月二十八日 (枠組)中、合併公告の (号外第九十五号) 掲載

東京都千代田区岩本町二丁目一一番九号

東京都千代田区岩本町二丁目一一番九号 (乙) 株式会社CONFEL (甲) 株式会社RAISE 代表取締役 吉元幸次郎 代表取締役 吉元幸次郎

取消公告

減少公告は取消します。 令和七年六月二十四日 令和七年六月十三日掲載の当社の準備金の額の

東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日土

地西新宿ビル一三階 日本長期収載品機構株式会社 代表取締役 直毅

### 正 誤

ページ段 (原稿誤り) 令和七年六月十九日国会事項欄衆議院の部 行 誤 正

叙勲欄中 令和七年四月三十日 (号外第九十六号) 八四 ||||値下げ

八九三終りから 二三平 政好」は死亡により削